

### 令和元年第4回山江村議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開会時刻	摘 要
1	6月12日	水	本会議	議会議場	午前10時	・開 会 ・提案理由説明
			休 会	議 会 委員会室	午後 1時	・議 案 審 議
2	6月13日	木	本会議	議会議場	午前10時	・一 般 質 問
3	6月14日	金	本会議	議会議場	午前10時	・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

6 月 1 2 日 ( 水 )

## 令和元年第4回山江村議6月定例会（第1号）

令和元年6月12日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  |         | 会議録署名議員の指名                                       |
| 日程第 2  |         | 会期の決定について  |
| 日程第 3  | 発議第 2号  | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について                           |
| 日程第 4  | 報告第 1号  | 平成30年度繰越明許費（一般会計）の報告について                         |
| 日程第 5  | 同意第 2号  | 山江村教育委員会教育長の任命に関する同意を求めることについて                   |
| 日程第 6  | 議案第 25号 | 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について            |
| 日程第 7  | 議案第 26号 | 山江村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程第 8  | 議案第 27号 | 山江村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 日程第 9  | 議案第 28号 | 山江村放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 29号 | 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について                       |
| 日程第 11 | 議案第 30号 | 令和元年度山江村一般会計補正予算（第1号）                            |
| 日程第 12 | 議案第 31号 | 令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）                      |
| 日程第 13 | 議案第 32号 | 令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）                    |
| 日程第 14 | 議案第 33号 | 令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）                      |

### 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1番 本 田 り か さん | 2番 久保山 直 巳 君 |
| 3番 中 村 龍 喜 君  | 4番 赤 坂 修 君   |
| 5番 森 田 俊 介 君  | 6番 横 谷 巡 君   |

7番 立道 徹 君  
9番 中竹 耕一郎 君

8番 西 孝恒 君  
10番 秋丸 安弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松尾 充章 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内山 慶治 君	副 村 長	北田 愛介 君
教 育 長	藤本 誠一 君	総 務 課 長	白川 俊博 君
税 務 課 長	山口 明 君	企画調整課長	平山 辰也 君
産業振興課長	新山 孝博 君	健康福祉課長	迫田 教文 君
建 設 課 長	清永 弘文 君	教 育 課 長	蕨野 昭憲 君
会 計 管 理 者	一二三 信幸 君	代表監査委員	木下 久人 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。令和元年第4回山江村議定例会を招集する旨の告示により、その通知をいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

5月8日の、議会臨時会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。

諸般の報告につきましては、お手元に配付してあります。

5月10日、山江村ボランティア連絡協議会総会が健康の駅で行われております。

5月13日、第5回議会の全員協議会会議を委員会室で行っております。全議員出席をしております。

5月14日、山江村身体障害者福祉協議会の総会、農村環境改善センターで行われております。

5月15日、球磨郡の町村議会定例議長会議が、球磨地域振興局で行われております。

5月18日、山江村出荷協議会の総会が、山江温泉「ほたる」で行われております。先進地の研修とか、物産館まつりが計画をされているようであります。

次に5月21日、山江中学校体育大会、山江中学校グラウンド、全議員参加をいただいております。

5月22日、防犯協会の連合会評議員会会議、警察署で行われております。

5月24日の日は、商工会の第51回通常総会が行われております。同時に、下球磨消防組合の議会の臨時会が、消防本部で行われております。これには、組合議員が参加をしております。

それから5月26日、万江小学校、山田小学校、それぞれグラウンドで運動会が行われております。各議員分かれて全員参加をしております。

5月28日から29日かけまして、全国町村議会議長・副議長の研修会が東京で行われております。後ほど、また報告を研修報告をしたいというふうに思います。

次に5月30日、人吉球磨広域行政組合議会の臨時会が、クリーンプラザで行われております。組合議員が出席をしております。

5月31日、山江村防災会議、連絡会議、それから文化協会の総会が、同じ日に

行われております。

次に6月2日が、消防団の、山江村消防ポンプの操法大会が、役場前の駐車場で  
行われまして、全議員が出席をしております。

6月3日、議会運営委員会、同時に防災情報共有新体制運用開始式が行われてお  
ります。立道議員が出席をしています。

6月4日、町村議会議長研修会及び臨時総会が、ホテル熊本テルサで行われてお  
ります。

それから6月5日、第6回の議会の全員協議会、全議員参加をしております。

それから6月6日、山江村の観光交流促進協議会総会が、村内外25団体の参加  
を得て観光づくりに向けて計画されるというふうな総会でありました。

次に6月7日、山江村シルバー人材センターの定期総会が健康の駅で行われてお  
ります。

それから先日、6月9日、熊本丸岡会、全体で35名ほど参加でありましたが、  
熊本ホテルキャッスルで行われております。

以上を申し上げまして、議長の開会のあいさつに代えさせていただきます。

次に、一部事務組合の議会が開催をされておりますので、関係議員の報告を質問  
席からお願いをいたします。

なお、お手元に資料が配付されております。

5月28日から5月29日かけまして、全国町村議会正副議長会研修会が開催さ  
れましたので、研修報告を副議長のほうからお願いいたします。

まず始めに、人吉球磨広域行政組合議会議員、3番、中村龍喜議員より報告をお  
願いします。

3番、中村龍喜議員。

○3番（中村龍喜君） 皆さん、おはようございます。

それでは、令和元年第2回人吉球磨広域行政組合臨時会の報告を行います。

午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開催されましたの  
で、その報告をいたします。

日程のほうになっておりますけれども、かいつまんで主なものを説明したいと思  
います。

日程の2、議長の選挙、統一地方選挙後の初議会のため、日程2の議長選挙にお  
いて、選考委員会により指名推選の方法により、あさぎり町選出の豊永喜一議員が  
議長に選任されました。

追加日程の1番目に、議席の指定というふうにありますけれども、これについて  
は本村の私、中村が20番、それから赤坂修議員が21番となりました。

会期の決定については、本日1日限りとするということに決定されました。

副議長の選挙、副議長の選挙については、慣例により人吉市選出議員全員による指名推選により、豊永貞夫議員が選任されました。

議会運営委員会委員の選出ですけれども、欠員が生じていた議会運営委員会委員について、人吉市から松村太議員、井上光浩議員、上球磨地区から魚住憲一議員、尾前武志議員、溝口峰男議員、下球磨地区から松野富雄議員が議長により指名され、その後開催された議会運営委員会で、委員長に相良村選出の中村重道議員、副委員長に人吉市選出の井上光浩議員が選任されました。

組合の共同処理事務に関する調査特別委員会正副委員長の互選があり、委員長に球磨村選出の田代利一議員、副委員長に人吉市選出の宮崎保議員が選任されました。

承認事項の中で、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、平成31年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担の総額。

8番目、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、人吉球磨広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例。

議案第10号、令和元年人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第1号）。

議案第11号、熊本縣市町村事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

議案第12号、業務委託契約の締結について。

同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについて。

報告第1号、平成30年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

この7件につきましては一括上程され、その後補足説明を受け、承認第1号から議案第12号及び報告第1号について、質疑・採決を行い、原案どおり可決されました。

なお、同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについては、質疑・採決の結果、原案どおり議会選出監査委員に15番、湯前町の椎葉弘樹議員を選任することに同意し決定しました。

議員の派遣について。最後に、議員の派遣の件について、令和元年議員の派遣について配付された計画のとおり実施することに決定され閉会しました。

以上、令和元年第2回人吉下球磨広域行政組合臨時会の会議結果について、報告させていただきます。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、7番、立道徹議員より

報告をお願いします。

7番、立道徹議員。

○7番（立道 徹君） おはようございます。

それでは、令和元年5月第2回人吉下球磨消防組合議会臨時会の報告をさせていただきます。5月24日、金曜日、午前10時30分から人吉下球磨消防組合消防本部会議場にて行われました。

議事日程として、日程第1は会議議席の指定。

日程第2は、議長の選挙について。議長の選挙については、指名推選により五木村選出の岡本精二議員が選出されました。

続いて日程の追加で、日程第3、副議長の選挙について、これも指名推選により人吉市選出の池田芳隆議員が選出されました。

日程第4は、議席の指定で、私は3番でございます。

日程第5、会期の決定は5月24日、1日間と決定しました。

日程第6、会議録署名議員の指名については、1番、牛塚孝浩議員、2番、本村令斗議員、人吉市選出に決まりました。

日程第7、議案第1号、人吉下球磨消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、内山慶治管理者から相良村選出の福田雄二議員を監査委員に選任することにつき同意を求められ、全会一致で同意しました。

日程第8、議案第2号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案どおり可決しました。

日程第9、議案第3号は、損害賠償の額の決定についてということで、梯子車が運転訓練中に梯子車の後部の一部がガードレールに接触して損傷を与えたことにより、ガードレールの修繕費で金額は7万200円で、原案どおり可決しました。

会終了後には、水難救助隊の発足式も行われました。

もう1枚のほうは、今年の1月1日から4月30日までの災害出動の概要をお配りしております。

そしてまた6月3日には、関係市町村との情報共有新体制運用開始式があり、災害情報伝達訓練も行われました。

以上で、報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、正副議長研修会の報告を副議長よりお願いします。

6番、横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君） 令和元年度全国町村議長正副議長研修並びに要望活動に中竹議長、副議長の横谷、出席しましたので内容について報告をいたします。

期日が、令和元年5月28日から29日の2日間。会場は、東京国際フォーラム



ホール。テーマ、これからの町村議会を考える。参加者、全国町村議会議長副議長1,800名。

初めに、町村議会議員の最近の議員報酬、定数の動向を確認し、今後の報酬、定数を巡る議論の考え方を提示することを目的として設置されました、議員報酬定数のあり方検討委員会の委員である、大学教授3名、山梨学院大学法学部教授、江藤俊昭氏、明治大学政治経済学部教授、牛山久仁彦氏、首都大学東京都市環境工学部准教授、長野基氏による、町村議会議員の議員報酬等のあり方、最終報告についてのシンポジウムが開催されました。

内容につきましては、それぞれの教授から議員報酬、定数についての調査研究、行政改革の論理で削減されている報酬の状況確認、議会活動の充実強化と連動させる視点、町村議会における報酬と定数の課題、議会改革の成果などのような3氏からの発言内容で、議会力アップのための報酬、定数について、いろんな角度から検討し、検討委員会でまとめた町村議会議員の報酬、定数のあり方についての、本報告書が提起する報酬、定数の基準を参考に、それぞれの町村自治体で再検討していただきたいと結ばれました。

次に、全国町村議会特別表彰を受賞した3町村議会から、議会改革活性化についての取り組みの発表がありました。初めに、長野県喬木村の下岡幸文議長から、「小規模議会のあり方を求めて」という題で夜間・休日議会の挑戦、議員のなり手不足の対策、町村議会のあり方の模索と目指す議会像について。鳥取県若桜町の前住孝行副議長からは、「町民に寄り添う議会を目指して」という題で、政策づくりと監視機能の発揮、住民に開かれた議会、地域振興のために特別な取り組みについて。京都府与謝野町の家城功議長からは、「町民に信頼され存在感のある議会を目指して」という題で議会基本条例の制定、議会懇談会の開催、常任委員会と各種団体との懇談会開催、議員間討議の実施、議会災害対策本部設置要項の制定などについての発表がなされました。

いずれの議会も住民に信頼され開かれた議会、議員の資質向上と監視機能、議員のなり手不足、報酬、定数の問題など、議会のあり方が問われる中、議会改革、議会活性化に積極的に取り組み、実践されている姿は、大いに参考すべきで私たち議会におきましても、議会運営、議員の役割のあたり前を疑い、改革活性化に前向きに取り組むことの大切さを感じたところです。

翌日は、県関係国会議員への要望活動を行いました。会場は、ホテルグランドアーク半蔵門。要望先は、県関係国会議員、衆議院6名、参議院6名。中には国会の開会中で一部秘書の方の出席がありました。要望者は、県内町村議会正副議長70名。要望内容であります。平成31年2月15日開催の第69回定期総会におい

て採択された、平成28年熊本地震からの復旧復興に関する特別決議と各郡提出案件で、球磨郡の提出案件は、球磨川における抜本的な治水対策の促進について、球磨地域幹線道路網の整備促進についての2項目の要望でありました。

以上、令和元年度全国町村議会正副議長及び要望活動の研修報告をいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 以上で、一部事務組合の議会の報告及び研修報告は終わりました。

それでは、村長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。  
村長。

○村長（内山慶治君） 皆様、おはようございます。議長には発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

本日ここに令和元年第4回山江村議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様には、全員ご出席を賜る中に開催できますことを、心から感謝を申し上げます。

それでは、先般の臨時会後の行政報告をもって今回のあいさつとさせていただきますと思います。

5月9日であります、村政懇談会をこの日から始めております。5月30日まで、2班に分かれて行っているということでもありますけれども、各地域より出ましたいろんな意見要望は、7月23日に開催の区長会において回答するというようにしておりますので、区長さんを通じてそれぞれの地域の住民の方に下ろしていただくということになります。

それから、5月10日が、議長がボランティア連絡協議会総会に出られたということでもありますけれども、私、環境美化監視委員会の辞令交付式に出しております。そして夜であります、山江村情報化推進会議に出まして、メンバーも変わっております、その辞令も、委嘱状も出させてもらったところでもあります。情報化推進につきましては、各地域に1名ずつ配置され、タブレットを持っておられまして、そのタブレットによりいろんな地域の情報また道路陥没、それから災害等の情報を瞬時に役場に言ってもらい、役場のほうで対応するというようなシステムをとっているところでありますし、このことは総務省の情報白書に載ったところでもあります。

5月11日は、わいわいクリスポやまへの総会に出しております。

それから、5月13日から春の全国交通安全早朝タッチ運動、実は5月11日から始まっているわけでもありますけれども、5月13日が月曜日でありましたので、タッチ運動に出しております。

それから、山江村林業振興対策検討委員会を開催いたしております。今後の林業

の振興をどのように図っていくか、もちろん素材、木材をどう振興するかということもそうですけれども、特用林産物ももちろんです。この協議会については、実は他町村に先駆けて山江村設置しながら、森林環境譲与税も含めて検討していくということにしております。

それから、5月14日ではありますが、球磨郡民体育祭、ゲートボールが行われております。山江村は第4位という結果でありました。

それから、5月14日ではありますが、定例町村長会議が行われておりまして、今回は役員改選の時期ということでもあります。しかし、錦町長である森本会長が勇退されたという後を受け、私のほうが球磨郡の町村会長に就任させてもらったということでございます。球磨郡全体ということで大変忙しくもなるわけでもありますけれども、ただそのことを山江村にとりまして有益に機能するように、また私も頑張っていきたいと思っております。

それから、5月15日から17日までではありますが、道路関係の全国大会が開催されております。5月15日が全国道路業者会議、5月16日が道路整備促進期成同盟会全国協議会、同じく、命と暮らしを守る道づくり全国大会が行われております。内容としては、国土強靱化の主なものの一つであります、国土強靱化の予算が来年まで全国で7兆円予算化をされております。ただ、強靱化予算、来年で終わりというわけにはいかず、令和3年からも強靱化予算はいると、必要ということで各市区町村で、地域の市町村の強靱化計画を作り、国にまた要望していくというような申し合わせをしております。また、5月17日ではありますが、球磨郡の町村会によります主軸事業要望としておりますが、道路関係の予算を国交省また県選出の国会議員に要望・陳情活動をしたという。ご案内のとおり山江村は本年から1億5,900万円の道路予算を頂いているということもあり、そのお礼も含めてあいさつをしてきたということでもあります。

5月18日ではありますが、議長からもありましたとおり、山江村物産館の出荷協議会の総会が行われました。今回は役員の改選ということでもあります。蕨野会長から、松本佳久会長に出荷協議会の会長が代わられたということになります。出荷協議会の会長は株式会社やまえ、いわゆる温泉センター関連の取締役を兼ねておられると。出資者、株主でもありますけれども、ということで松本佳久さんが新たに取締役として就任されるということになります。

5月21日が、山江中学校の体育祭があります。それと（株）やまえの取締役会を午後開催をさせてもらっております。

5月22日、23日ではありますが、全国ICT教育首長協議会の総会が開催をされました。現在、全国で127の、東京都は区でありますから、市区町村の

自治体が加盟しているということでもあります。全国1,741市区町村がありますから1割をとりあえず目指すということではありますけれども、それによる首長総会が開催されたということでもあります。特に来年、山江村ICT教育を始めて10年目の区切りの年を迎えることとなりますので、その区切りの年として全国ICT首長協議会のサミットを山江村で、来年の秋ですけれども開催するというようなことを理事会で再度お願いをしてきたところでもあります。

それから、5月24日ではありますが、チャレンジデーのエール交換を行いました。秋田県の上小阿仁村、あの中田村長でありますけれども、エール交換をする中で、秋田県は全市町村チャレンジデーに参加されながら、いろんな決起大会も含めて県民もまた市町村民の体育に対する、健康に対する意識を高めようとされているのが非常に印象的でした。ちなみに熊本県は山江村のみでありましたので、そういうエール交換をさせてもらったということになります。

それから、先に報告がありましており、人吉下球磨消防組合臨時会が5月24日開催されております。そして、水難救助隊の発足式が行われたということでもありますけれども、これから出水時期を迎えて、今まではそれぞれの隊員が、それぞれの訓練の中で水難救助にあたっていたわけでもありますけれども、今回水難救助隊16名を新たに選抜をしまして、訓練を水難救助隊中心に動きながら、今後の出水期、またそういう避難者の救助体制を整えたということになります。

それから、山江村商工会の通常総会も5月24日行われております。

次に、5月25日ではありますが、郡民体育祭ゴルフが開催をされ、山江村は5位という結果でした。

また、同じ日、医療法人愛生会創立70周年記念式典のほうに参加をさせてもらっております。医療法人愛生会のほうは、山江村は黎明館が経営を、また運営をしてもらっているということでもあります。従業員が300以上を超えるというような大きな組織であり、雇用にも相当寄与されているなということを改めて感じたところでもあります。

5月26日が、小学校の運動会、山田小学校、万江小学校、双方に私動きながら参加をさせていただきました。

5月27日ではありますが、(株)やまへの取締役会に引き続き株主総会の開催をさせていただきました。今年は利益が456万6,412円出ました。昨年、一昨年と1,000万円を超えたということでありましたけれども、今年は春期のサービスエリアのコンビニが変わったということで、その期間、栗まんじゅう等が止まりましたので、その影響もあり、少しへこんだということではありますが、ただ繰越利益剰余金がここにきて初めて黒字になった。要するに繰り越してきた、今までずっ

と赤字できてたわけですが、剰余金が黒字になり224万3,825円の剰余金を本年度得ることができたということでもあります。通算であります。

それから、5月28日が九州治水期成同盟会第62回の定期総会に参加をいたしました。その後、国交省の管理官、古内管理官になりますが、九州整備局の河川敷等を初めとする国の職員との意見交換会も行わせてもらっております。

それから、5月29日は、先ほど申しあげましたチャレンジデーを行いました。上小阿仁村と行いまして、山江村村民の方々、大変積極的に今回は、今回もといえますか、ご参加いただき、ついに50%を超えました。54.7%の参加率を得たということでございます。ただ、結果は上小阿仁村が66.4%ということで、勝敗は負けたということではありますが、勝敗を競いながら村民の方々のスポーツを通じた健康づくりにこの事業はあるわけでありますので、半分以上の方々に参加いただいたということは非常に評価に値すると思います。また通年を通して、自らの健康は自らで守ることを通しながら健康づくりをお願いをしたいということも考えております。

それから、5月29日、栗まつりの実行委員会を開催し、栗まつりの開催日を9月22日と決定しております。また、9月を今回は、村政施行130周年の記念すべき年でありますので、9月いっぱい栗まつり月間、栗月間として位置づけております。今年4月1日から山江村の栗条例がありますので、それぞれの役割の中に、特に村民の方々、やまえ栗を使ったいろんな創作の料理、またスイーツもお願いしたいと思っておりますし、栗まつりの折には栗の加工品コンテストも実は開催する予定であります。積極的なそういう中でのご参加をお願いしたいというふうに考えています。

5月30日が、人吉球磨広域行政組合定例議会臨時会、先ほど報告があったとおりでございます。その後、2019という、いわゆる本年度の人吉球磨管内主軸事業説明会として、これは球磨地域振興局の主催でありますけれども、それぞれ課長以上の幹部が参加しながら、人吉球磨の本年度の事業について説明を行い、各町村ごとの資料もいただいたところでもあります。

5月31日が、山江村防災連絡会議を開催いたしました。出水期にあたりまして、それぞれの危険箇所を確認されながら、またそのソフト面での避難についても協力といえますか、よろしくお願ひしたところでもあります。夜は、山江村文化協会の総会に出席をしております。

6月1日につきましては、山江村の自衛隊家族会の総会が開催されておりました参加をしてきたところでもありますし、6月2日、日曜日には、山江村消防団ポンプ操法大会が役場前の駐車場で開催をされました。5分団が見れるかということであ

りましたけれども、議員の皆様方のご参加ありがとうございました。実はポンプ操  
法大会を今年はラッパ吹奏大会になっておりますので、郡の大会を開催されてお  
りません。山江村のみがポンプ操法大会を開催したということになるわけですが  
も、幹部会議で各分団長がぜひやりたいというような高い意識を持っておられ  
ることに大変頼もしく感じたところでもございます。

それから、6月4日、定例町村会に続きまして、熊本県の町村会の評議員会が  
開催されました。この県町村会の評議員は郡部の町村会長が評議員としての  
充て職となるわけでありまして、今後町村会の評議員会にも出席要請が来る  
ということになります。

それから、6月5日から6日にかけて、役場職員に対しまして研修とありま  
すけれども、私のほうから諸々の山江村が抱える課題、そして私の村政の方  
向について1時間ほど話をさせてもらったということでもございます。これにつ  
きましては、若干後ほど話をさせていただきたいと思っております。

同じく6月5日が、出水期に備える球磨川流域連絡会議ということでありま  
すので、梅雨に入るこの時期に対しまして、それぞれ連携を取るとい  
うような確認をしたところでもあります。

続いて、6月6日ではありますが、人吉球磨観光地域づくり協議会理事  
会が開催されました。これは各市町村長と各観光団体の代表が委員にな  
っているところでもありますけれども、いよいよもって観光地域づくりが動  
き出すというようなことでもございます。この予算4,000万円ほども  
っておりますので、相当ダイナミックな動きをつくっていかうとい  
うことでもあります。ちなみに、これも郡の町村長会長が副会長の充  
て職ということでもありますので、私、副会長のほうに就任させて  
もらっております。

それから、その日でもありますけれども、山江村観光交流促進協議会の  
総会。人吉球磨観光地域づくり委員に向けての観光交流促進協議会、し  
っかり連携していかうということ視野に入れてあるわけではありま  
すが、いわゆる観光交流によって産業を生み出そうとい  
うような動きが始まったと、民間の動きが始まったとい  
うことでもあります。山江村の特産の栗、それから特用林産物、そ  
していろんな文化財、史跡等を通して観光交流事業を起  
こし、産業化につなげていかうとい  
うようなことでもございます。

6月7日は、山江村の農業再生協議会が開催されました。また、私、  
役員をさせてもらっておりますが、八代・天草架橋建設促進期成会  
総会が八代市で開催されております。八代・天草架橋は八代市から  
天草市の松島町まで8.8キロを橋でつなごうとい  
うものでございます。8.8キロを10分  
でというようなかけ声をかけて

おりますけれども、これにより天草市が1時間ほどに時間短縮が図られるということになるわけであります。ただ、800億円ぐらいの予算が投入が必要ということでもありますので、諸々のやっぱり今からの動きということには、いろいろ課題もあるかということも考えております。

それから、同じく6月7日、山江村の認定農業者の総会が開催をされております。出席をされ、またあと残りましていろいろ意見交換をさせてもらったところがあります。

6月9日、熊本地区の丸岡会でございます。議長から報告がありましたとおり、熊本市のほうから23名、こちらから物産販売を含めまして13名参加をして交流を深めたということでもあります。

それから、6月10日、子牛の品評会15頭引き出しの中に開催をしております。子牛の値段であります、前月よりは若干落ちたということではありますが、それでもまだ80万円台平均維持しているということを畜協のほうからお伺いをしました。この分、一時はこの状況は続くだろうと。いわゆる2020年の東京オリンピックまでは続くであろうというようなこと言われておりますけれども、非常に優良な情報だというふうに思っております。

それから、6月11日、山江村乳用牛の導入資金貸付交付式を、1件でありますけれども行っております。

そして、山江村社会福祉協議会理事会とありますが、今回、理事の改選によりまして最終の理事会ということでもあります。次の評議委員会が6月の下旬に開催しておりますけれども、そこにおいてまた新しい理事さんが誕生するというようなことになっております。

そして、職員にちょっと話しましたと言いましたけれども、その一端を説明しますが、もちろん災害がどこでどのような形でどのような大きさでやってくるかわからないという危機感に対する備えということと、もう一点は人口減少問題をどうこの山江村は考えていくかというような話をさせてもらったところがございます。

この国立社会保障・人口問題研究所が、それぞれの市区町村の将来にわたっての人口を推計するわけでありましてけれども、2015年、これは国勢調査であります、3,422人だった山江村の人口は、2040年に2,033人、2045年には1,783人というふうに推計されると、まさに半減であります。球磨郡につきましても、8万8,820人おられる人口が、2045年には5万1,637人というふうに減少するということでもあります。ただ、これは何も手を打たずにそのままの状態にいるということでもありますので、これに対してももちろん地方創生のいろいろな事業をもって、山江村は2040年に2,415人と言いましたけれども、3,

000人を何とか維持するんだという目標をもちながら、いろんな事業を国のそういう交付金を利用させてもらいながらやってるところであります。事業を展開しているところでもあります。

ただ、この中で職員にも言いましたけれども、将来の75歳以上の人口を、いわゆる2025年問題と言われる団塊の世代の方がすべて75歳以上、いわゆる後期高齢者になられて大変なんだと、日本の医療介護福祉が大変な状況になるんだと言われてるところであります。ただ、山江村のその推計人口を見ますと、2015年が622人です。2025年につきましては604人です。20人弱減ることになります。加えて、2045年には622人が514人に減っているということになります。ただし、東京・福岡の大都市の75歳以上の人口の推移を見てみますと、東京が146万908人に対して、2045年が227万1,000人と急激に増えてまいります。山江村は今から82%に徐々に減っていくということですが、東京・福岡も同じような状況です。福岡は2倍程度増えると。14万5,407人が29万2,952人、いわゆるその増えた人口に対する都市での医療介護福祉問題をどうするんだ、認知の問題をどうするんだ、施設の問題をどうするんだと、大変な問題になってくるんだらうというふうに考えますと、おのずと地方のほうでその受け入れをお願いするというようなことにならうかというふうに思っているところではありますけれども、この数字を見ると今後の介護医療については施設をどう整備するかということは下手に施設を造ってしまうと人口は減っていきますよというふうなことになるので、そういうことを含めて、今後対応していく必要があるというふうなことを、この将来推計人口から話をさせてもらったということでもあります。

この人口が減るといふ一番の原因は、やはり産業をいかにつくるかということをおっしゃいました。もちろん医療介護を含めて、子育てを含めて、そういう福祉の対策、それからいろんな教育の対策の中で人々がどういう活動をしながら潤いを、まずある生活をしていくかというふうな問題、また住んでいる地域が本当に住みよい環境にあるかというふうな問題がありますけれども、特に産業という問題は非常に暮らしていくという部分で、日々稼ぐ意欲というふうなことが大事であろうかと思えます。実は、毎年これを議会でもお見せする機会がどこかであるわけですが、これは全国市町村所得のランキングが毎年出ます。これは2018年版であります。もちろん山江村は一人当たりの所得だと思えますけれども、山江村は年少人口が他町村より極めて高いわけですから、要するに生産をしない年齢が高いということで、そのことが山江村の所得を下げているということにも繋がるわけですが、1位から1,741位までずらっと市町村が書いてあるわけです。ペー



ジ数で35ページにわたって書いてあるわけですが、ご案内のとおり、一番最後のページに山江村は載っているというところでもあります。最下位も人吉球磨のある町村でありますし、山江村は後ろから前は2番目でありましたが、今は7番目になってあります。その人吉球磨の町村は、最後からこの表に8町村入っています。

やはり産業をつくる、経済をつくるということは、やはり後継者、事業承継をいかにこの地域でつくっていくかというキーワードになっていくんだということを職員にも申してきたところでもありますし、例えば200万円ちょっとある、所得が20万円伸びると、実は60位に伸びるわけでもありますので、要するに山江村全体の農林業、それから商工業の想定資産高を上げていくということを我々は求められているんだろうと思います。ちなみに1位を見てみますと、もちろん東京都の港区を初め、千代田区、渋谷区と続きますが、やはり第4位が北海道の猿払村というところでもあります。これは、チャレンジデーとして山江村と同じ人口規模でありますし、第1回目に対戦をした村であります。ただ、ここはホタテ漁が特産として売上が相当伸びているということで、そのホタテ漁の特産を背景に全国の4位に特出している村があるというようなことも申し上げおるところであります。

いずれにしても、本年も令和元年として始まったばかりであります。まだまだ祝賀ムードが続くということではありますが、本村にとりましても村政施行130周年の記念すべき年になります。活性化のための様々な事業を、これからまた展開をしてまいります。今後とも村民の皆様とともに、本村の課題解決、そして活性化のために職員一同、共々頑張っけてまいりますので、改めまして議員並びに村民の皆様のご理解とご支援をよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

本日、村長提案の議案は、繰越の報告が1件、人事案件が1件、条文の議決が1件、条例改正案件が4件、そして補正予算案件が4件の計11件でございます。どうぞ慎重に御審議いただきまして、よろしく決定賜りますようお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） これで、村長の行政報告、あいさつが終わりました。

-----○-----

#### 開会宣言

○議長（中竹耕一郎君） ただいまから、令和元年第4回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中竹耕一郎君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山江村議会会議規則第124条の規定によりまして、3番、中村龍喜議員、4番、赤坂修議員を指名いたします。

-----○-----

## 日程第2 会期の決定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、6月3日議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議がなされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

10番、秋丸安弘議員。

○議会運営委員長（秋丸安弘君） おはようございます。

令和元年第4回山江村議会定例会につきまして、去る6月3日午前9時から、議会運営委員会を開催し、本議会定例会全般について協議し日程を決定しております。決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日6月12日から14日までの3日間としております。

本日、開会、提案理由の説明を行った後、午後から議案審議となっております。

2日目、13日は一般質問で、終了後、散会としております。なお、6名の議員から通告がなされております。発言の順序はくじ引きにより決定しております。時間については、質問、答弁を含めて60分となっております。

3日目、14日に質疑、討論、表決を行い、散会ということに決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（中竹耕一郎君） これで、議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定しました。

-----○-----

## 日程第3 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第3、発議第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

5番、森田俊介議員。説明は答弁席からお願いします。

○5番（森田俊介君） おはようございます。日程第3、発議第2号。それでは、発議

第2号について説明いたします。

令和元年6月5日、山江村村議会議長、中竹耕一郎様。

提出者、山江村議会議員、森田俊介。

賛成者、山江村議会議員、立道徹。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、立案のとおり地方自治法第112条及び山江村議会会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。

提案理由といたしまして、現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月の末をもって失効することになっていますが、過疎地域が果たしている多目的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確率・推進することが重要であるため、新たな過疎対策法の制定を国に対し要望する意見の提出を提案するものであります。

以上、説明を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 報告第1号 平成30年度繰越明許費（一般会計）の報告について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、報告第1号、平成30年度繰越明許費（一般会計）の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。平成30年度繰越明許費、一般会計であります、その報告についてでございます。

平成30年度繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、山江村一般会計予算に係る繰越明許費を別紙のとおり報告をするというものでございます。

令和元年6月12日、本日提出となっております。

提案理由でございますが、繰越明許費については、地方自治法施行令の規定に基づき、報告する必要があるために提案をさせてもらうというものでございます。

1枚を開けてもらいますと、平成30年度山江村繰越明許費繰越計算書一般会計の表を添付をさせてもらっております。

款、項、事業名、金額と横に並んでおりますが、順に読み上げをさせていただきたいと思っております。款、土木費、項、道路橋梁費、事業名、村道県道下段線下之段橋下部工（P2）事業であります。金額が1億4,010万円、翌年度繰越額につきましてもは8,690万円。このうちの左の財源内訳、いわゆる財源内訳でありますけれども、国庫支出金が3,740万4,000円、地方債につきましてもは4,845万円、一般財源が109万6,000円ということでございます。

次に、款、土木費、項、道路橋梁費、事業名、村道山江錦線道路舗装補修事業、金額が1,350万円でございます。繰越額も同額の1,350万円でございます。財源内訳につきましては、国庫支出金が759万3,000円、地方債が490万円、一般の財源が100万7,000円となっております。

次に、款、教育費、項、教育総務費、事業名がブロック塀等安全対策事業でございます。金額につきましては450万円、繰越額も同額の450万円であります。また財源内訳につきましては、国庫の支出金が137万円、地方債が270万円、それから一般財源が43万円となっております。

次に、款、教育費、項、教育総務費、事業名が山江中学校屋外トイレ新設事業でございます。金額につきましては962万円でございます、繰越額も同額の962万円でございます。財源内訳につきましては、地方債が960万円、一般財源が2万円となっております。

次に、款、災害復旧費、項、公共土木施設災害復旧費、事業名が公共土木施設災害復旧事業でございます。金額は5,230万円でございますが、翌年度繰越額につきましては3,490万円であります。財源内訳であります、国庫支出金が2,035万6,000円、地方債が1,000万円、一般財源が454万4,000円となっております。

次に、款、災害復旧費、項、農林水産業施設災害復旧費、事業名が農林水産業施設災害復旧事業でございます。金額につきましては1,905万3,000円でございますが、繰越額が1,238万円でございます。財源の内訳につきましては、708万5,000円が国庫支出金で、地方債として180万円、一般財源が349万5,000円となっております。

合計の金額が2億3,897万3,000円、翌年度繰越額の合計が1億6,180万円、うち財源内訳であります、国庫支出金が7,380万8,000円、地方債が7,740万円、一般財源として1,059万2,000円でございます。

以上、ご説明申し上げます。

-----○-----

**日程第5 同意第2号 山江村教育委員会教育長の任命に関する同意を求めることについて**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第5、同意第2号、山江村教育委員会教育長の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 次に、同意第2号でございます。山江村教育委員会教育長の任命に関する同意を求めることについてでございます。

次の者を山江村教育委員会教育長に任命したいので、同意を求めさせてもらうということでございます。

本日提出でございます。

記といたしまして表をつけておりますが、住所につきましては山江村大字山田丁35番地。

氏名が、藤本誠一氏であります。

生年月日につきましては、昭和30年4月6日であります。

任期が、令和元年7月1日から令和4年6月30日までの3年間でございます。

提案理由でございますが、任期満了に伴いまして、引き続き藤本誠一氏を適任者と認め、任命するには地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を得る必要があるために提案をさせていただくものでございます。

藤本誠一氏につきましては、先ほど申し上げましたとおり、昭和30年4月6日であります。64歳でございます。県立の八代高校を卒業され、熊本大学教育学部英語科に進まれ卒業をされております。昭和54年4月に湯前町立湯前小学校に赴任されたのを皮切りに、相良村立相良北小学校、人吉市立人吉西小学校、そしてその後、平成5年4月には知事部局に出向され、国際課への出向を1年経験されております。平成6年4月から県教育庁の体育保健課に出向され、2年間、熊本国体推進の担当として、競技力向上対策室の指導主事にあたっておられます。その後、平成8年4月から県教育庁の学校人事課参事として3年間お勤めでございますし、終えられまして、平成11年4月からは上益城教育事務所管理主事として3年間お勤めでございます。その後、平成14年からは多良木町立久米小学校長、あさぎり町立免田小学校長、相良村立相良中学校長をそれぞれ歴任された後に、平成22年4月から菊池教育事務所の所長として1年間お勤めでございます。その後、平成23年4月から実は5年間にわたり、山江村立山田小学校長としてお勤めであります。ご案内のとおり、ICT教育推進校として文科省の指定、県の指定を含め、いろんなその手段により、山江村のICTの教育の推進役、牽引役として努力をされた、またevidence結果も残された方でもございます。

ご案内のとおり、平成28年7月1日から令和元年6月30日の今回、6月30日をもってということですが、現在、山江村教育委員会の教育長として3年間お勤めでございます。

今申し上げましたとおり、まさに教育長としてまだ1期目でもございますし、適任者として認めまして任命したいということで、議会の同意をお願いするということでもあります。

人事案件でありますので慎重に御審議いただきながら、全会一致でよろしくお願  
い申し上げます。

-----○-----

**日程第6 議案第25号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び  
規約の一部変更について**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、議案第25号、熊本県市町村総合事務組合の共同  
処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とし、提案者の説明を求め  
ます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第25号についてご説明申し上げます。熊本県市町村総合  
事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定によりまして、  
令和元年8月31日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理をする事務を変更  
し、熊本県市町村総合事務組合規約、（平成16年9月29日、熊本県指令市町村  
第16号）であります。この一部を次のとおり変更するというものでございま  
す。

本日提出でございます。

提案理由でございますが、一部事務組合の共同処理する事務の変更に関しまして  
は、規約を変更しようとするときは地方自治法第209条の規定により議会の議決  
を得る必要があるために提案をさせてもらうということですが、いわゆる同  
文の議決でありますので市町村総合事務組合に入っておりますすべての市町村、ま  
た事務組合も同じような提案をするということになります。

1枚開けてもらいますと変更する規約があります。内容としましては、熊本県市  
町村総合事務組合規約に規定する交通災害見舞金事務を、令和元年8月31日をも  
って合志市が脱退をするということでございます。従いまして、規約の一部を変更  
する必要があるということになります。各加入団体の同文議決及び証明書の提出が  
必要となるために、今回条例の改正を行うというものでございます。

この規約は令和元年9月1日から施行されるものであります。

-----○-----

**日程第7 議案第26号 山江村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第7、議案第26号、山江村報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第26号についてご説明申し上げます。山江村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由ですが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正がありました。それに伴いまして、本村条例の一部を改正する必要があるためにご提案をさせていただきますというものでございます。

1枚開けてもらいますと、一部を改正する条例であります。そしてもう1枚開けていただきますと、新旧対照表を添付させていただきます。その一番最後のほうに内容につきましては書いてございます。

各種選挙のところで日額が変わったというふうに新旧対照表がありますが、これは国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、選挙執行経費基準法といわれるものでありますが、一部を改正されております。従いまして、基準額の改定及び選挙執行状況を踏まえた規定の整備が行われておるもので、参議院通常選挙のある年の定例改正として、最近の物価変動等を踏まえ、投票者の経費等の基準額が改定されたものに伴う改正でございます。

内容につきましては、ご覧いただきたいと思っております。この条例は公布の日から施行されるものでございます。

-----○-----

**日程第8 議案第27号 山江村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第8、議案第27号、山江村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第27号についてご説明申し上げます。山江村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴いまして、本村の条例の一部を改正する必要があるために提案させていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、一部を改正する条例、その最後のページには新旧対照表を載せております。

これはいわゆる法律の改正に伴う、いわゆる上位法の一部改正に伴う、条例の改正であります。改正の主な内容につきましては、利率の規定の見直し及び保証人規定の追加、償還方法の規定を改めるといふものの他、所要の規定の整備をするといふものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するといたしております。

-----○-----

**日程第9 議案第28号 山江村放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第9、議案第28号、山江村放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第28号についてご説明申し上げます。山江村放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するといふものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございますが、放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正がございました。それに伴いまして本村条例の一部を改正する必要があるために、提案をさせてもらうといふものでございます。

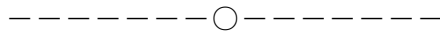
1枚開けますと条例の一部を改正する条例でございます。また、最後のページには新旧対照表を添付させてもらっているところでありますが、これも国の法律、いわゆる上位法の一部改正に伴う本村条例の一部改正であります。

改正の主な内容につきましては、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が公布されました。それにより放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されまして、平成31年4月1日から施行されることによりまして、新たに専門職・大学卒業者においても放課後児童支援員の対象となったことに、所要の改正を行うといふものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたしまして、平成31年4月1日から適用するといたしております。

以上です。





日程第 10 議案第 29 号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 10、議案第 29 号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 29 号についてご説明申し上げます。山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村介護保険条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございますが、介護保険法施行令等の一部改正がございましたので、それに伴いまして本村条例の一部を改正する必要があるために提案をさせてもらっているものでございます。

同じく 1 枚開けてもらいますと一部を改正する条例でございますし、また最後のページには新旧対照表を添付させてもらっております。

内容であります。これも上位法の一部改正に伴う条例の一部改正でございます。改正の主な内容につきましては、令和元年 10 月に消費税が引き上げられるということから、介護保険法施行令が改正されたということに伴いまして、所得に応じて保険料が区分されております第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階の負担割合の軽減を強化するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたしまして、改正後の第 2 条及び事項の規定は平成 31 年 4 月 1 日から適用するといたしております。

また、経過措置として平成 30 年度以前の年度分の保険料につきましては、なお従前の例によるというものでございます。

以上、説明いたします。



日程第 11 議案第 30 号 令和元年度山江村一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 11、議案第 30 号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第 1 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第 30 号についてご説明申し上げます。令和元年度山江村一般会計補正予算（第 1 号）でございます。令和元年度山江村の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,479万5,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,679万5,000円とさせていただきます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、地方債の補正でございますが、第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債の補正」によるものでございます。

令和元年6月12日、本日提出でございます。

内容につきましては、総務課長が説明申し上げます。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、議案第30号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、主なものについて説明いたします。14、国庫支出金、へき地児童生徒援助費等補助金並びに地方創生推進交付金及びプレミアム付商品券事務費補助金など1,387万3,000円の増額でございます。県支出金、移住支援事業交付金など141万3,000円の増額でございます。19、繰越金1,400万円を追加するものでございます。21、村債、スクールバス導入事業債として370万円を計上しまして、歳入合計、補正前の額に補正額3,479万5,000円を増額しまして、33億2,679万5,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出、主なものについて説明いたします。2、総務費、やまえ栗ブランディング委託料、また給料など人件費556万1,000円の増額でございます。2、民生費、プレミアム付商品券事務費補助金、また特別会計介護保険事業繰出金など672万8,000円の増額でございます。4、衛生費、給与など人件費573万円の増額でございます。6、商工費、温泉センター備品購入など359万1,000円の増額でございます。9、教育費、スクールバス購入及び公民館整備補助金など1,134万5,000円の増額でございます。12、予備費、203万4,000円を減額しまして、歳出合計、補正前の額に補正額3,479万5,000円を増額しまして33億2,679万5,000円とするものでございます。

4ページをご覧ください。地方債補正、第2条、1、追加でございます。起債の目的、スクールバス導入事業、限度額379万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載内容のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第12 議案第31号 令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算

(第1号)

○議長(中竹耕一郎君) 次に、日程第12、議案第31号、令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第1号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長(内山慶治君) 議案第31号についてご説明申し上げます。

令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第1号)でございます。令和元年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,450万円とするものがございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。

次に、地方債でございますが、第2条地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものがございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長(中竹耕一郎君) 清永建設課長。

○建設課長(清永弘文君) それでは、議案第31号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、9、村債、下之段橋拡大に伴う水道管設備の設置に係る地方債の借入として450万円を増額しまして、歳入合計、補正前の額に450万円を追加し、1億6,450万円とするものがございます。

2 ページをお開きください。歳出、1、総務費、主に人件費として99万6,000円の減額、2、簡易水道事業費、下之段橋拡大に伴う水道管設備の設計委託として452万6,000円を増額しまして、歳出合計、補正前の額に450万円を追加し1億6,450万円とするものがございます。

3 ページ目をお開きください。第2表、地方債でございます。起債の目的は、簡易水道事業で、限度額は450万円とするものがございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第13 議案第32号 令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算

(第1号)

○議長(中竹耕一郎君) 日程第13、議案第32号、令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第1号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長(内山慶治君) それでは、議案第32号についてご説明申し上げます。

令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第1号)でございます。令和元年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算(第1号)は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,690万円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

地方債でございますが、第2条地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものでございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長から説明いたします。

○議長(中竹耕一郎君) 清永建設課長。

○建設課長(清永弘文君) それでは、議案第32号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、7、村債、下之段橋拡大に伴う排水管施設の設計に係る地方債の借入として190万円を増額しまして、歳入合計、補正前の額に190万円を追加し、1億3,690万円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、1、総務費、主に人件費として20万7,000円の増額。2、農業集落排水事業費、下之段橋拡大に伴う排水管布設の設計委託として207万4,000円を増額しまして、歳出合計、補正前の額に190万円を追加し1億3,690万円とするものでございます。

3 ページ目をお開きください。第2表、地方債でございます。起債の目的は、農業集落排水事業で、限度額は190万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、記載とおりでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第14 議案第33号 令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算

(第1号)

○議長(中竹耕一郎君) 日程第14、議案第33号、令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第1号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長(内山慶治君) 議案第33号についてご説明申し上げます。

令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第1号)でございます。令和元年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算(第1号)は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万8,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,052万8,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長から説明いたします。

○議長(中竹耕一郎君) 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長(迫田教文君) それでは、議案第33号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、主なものにつきまして説明いたします。款1、保険料、介護保険料につきましては、介護保険法施行令及び山江村介護保険条例の一部の改正に伴い、保険料基準額に対する負担金の軽減によりまして265万円減額するものでございます。款7、繰入金、一般会計繰入金、保険料の減額した額の総額を、一般会計からの繰入及び事務費を繰り入れるもので291万9,000円増額するものでございまして、歳入合計、補正前の額に52万8,000円を増額しまして、4億4,052万8,000円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、同じく主なものにつきまして説明いたします。款1、総務費、総務管理費につきましては、介護報酬改定対応システム改修によりまして51万9,000円を増額するものであります。款8、予備費、予備費を4万円減額するものでありまして、歳出合計、補正前の額に52万8,000円を増額しまして、4億4,052万8,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

○議長(中竹耕一郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

また、3月議会定例会以降、各種団体より陳情・要請が5件提出され、議会へ届いております。

この件については、それぞれ議員各位へ資料配付することといたします。各議員で内容を検討され、必要な場合は後日、議案提案等をされるようお願いをいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれで散会をいたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午前11時31分

第 2 号

6 月 1 3 日 ( 木 )

## 令和元年第4回山江村議会6月定例会（第2号）

令和元年6月13日  
午前10時00分開議  
於 議 場

### 1. 議事日程

日程第1 一般質問

### 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 本 田 り か さん	2番 久保山 直 巳 君
3番 中 村 龍 喜 君	4番 赤 坂 修 君
5番 森 田 俊 介 君	6番 横 谷 巡 君
7番 立 道 徹 君	8番 西 孝 恒 君
9番 中 竹 耕一郎 君	10番 秋 丸 安 弘 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松 尾 充 章 君

### 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君	副 村 長 北 田 愛 介 君
教 育 長 藤 本 誠 一 君	総 務 課 長 白 川 俊 博 君
税 務 課 長 山 口 明 君	企 画 調 整 課 長 平 山 辰 也 君
産 業 振 興 課 長 新 山 孝 博 君	健 康 福 祉 課 長 迫 田 教 文 君
建 設 課 長 清 永 弘 文 君	教 育 課 長 蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者 一 二 三 信 幸 君	



開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） ただいまから会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（中竹耕一郎君） 本日は、会期日程、日次第2、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、6名の議員から一般質問の通告はなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますので、お守りいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに3番、中村龍喜議員より、1. 農林業の振興について通告が出ております。

中村龍喜議員の質問を許します。3番、中村龍喜議員。

#### 中村龍喜君の一般質問

○3番（中村龍喜君） 3番、中村龍喜です。おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、3番議員、中村から質問をいたします。

初めての一般質問になりますので、不適切などころがあるかと思えます。その節は議長よりご注意いただければ大変ありがたく思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

農林業の振興についてということで、まず、1点目は、農業の担い手不足、高齢化による働き手不足の対策についてということでご質問をいたします。

ただいま、農繁期、田植えの最中ですが、水不足の影響か作業が思うように進んでいないように思っております。高齢化によるところの作業委託も原因かと思えますが、行政として何かお考えがございでしょうか。ご質問をいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、統一地方選挙後、いわゆる山江村長、村議会議員選挙後のですね、初議会ということでもあり、毎回そうでありますけれども、大項目や方針については私のほうから答弁させていただくということではありますが、具体的内容については、担当課長のほうから答弁させてもらいたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ご質問の件は、担当課、産業振興課長のほうにお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長

○産業振興課長（新山孝博君） おはようございます。それでは、お答えをさせていただきます。

農業の高齢化による行政の考えということではありますが、まず、山江村の農業経営の実態等を含めながらお答えをさせていただきます。

2015年に実施されました農林業センサスでは、農村の農家戸数が253戸あります。その販売農家の253戸のうち専業農家が66戸、兼業農家が187というような状況でございます。専業農家につきましては、割合にしますと全体の25%にあたります。熊本県の専業農家、約1万4,000戸というデータが出ておりますので、割合にして35%、本村の専業農家の割合は熊本県より低い状態であり、この統計から言えますことは、本村は経営規模が小さい農家が多く、農業だけでは生計が困難なところが多いというふうにみられております。また、農業就業者を年齢別に見ますと、16歳から64歳までが106人、65歳以上が247人という調査結果が出ており、65歳以上の方が約70%含まれております。このようなことから、農業振興を図るうえで、高齢化は進むことは避けられないということであり、今後は、若者の就農者育成や新規就農者の推進、農地集積化や法人格の設立が必要であろうかと思われまます。

農業担い手不足に対する支援策として、特に、農業の担い手である認定農業者に対しましては、農地流動化の助成とか、というような大規模なですね、拡大等の資金融資等優遇された土地がございます。また、村単独で就農支援の助成制度を制定しており、農業以外の生産に従事する村内に就農を希望する方等の免許取得、経営改善等の助成制度もあるところでございます。

また、後継者候補の新規就農者に対する次世代人材投資資金など、経営不安な農家、初期段階の就農者に対しては、いろんなですね、年間150万円という給付される制度等もございますので、それによりまして定着させていくのが対応策の一つではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜議員。

○3番（中村龍喜君） 今、お話がありましたとおりでというふうに思いますが、今、全国的にも労働力不足がうたわれております。これは農業に限らず、いろんな職種においてそのように思いますが、ここで一つ考えていかなければならないのは、外国人労働者の受け入れというようなことをうたわれてるところもあります。安易な外国人労働者の受け入れというのは、地域の安心・安全という面から、いろいろ問題が出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

そういう観点からも、もしそういう外国人労働者の導入等が考えられている場合は、よくよく検討されて導入についてはお願いしたいというふうに思います。

1 番目の質問については、以上で終わります。

続いて、2 番目の栗条例によるところのメリットについてということで質問しておりますが、村民からは、条例化することによって、何か良いことがあるのかというふうな声を聞いております。

以前、全国の6カ市町村で栗サミットということを行ってきたことがあります。その栗サミットの中では、それぞれの市町村で日本一をうたわれておりました。生産量が日本一、価格が日本一、はたまた面積が日本一、あるところによっては、栗の生産歴史が日本一なんだというようなことで、この栗サミットをしてきた経緯がありますけれども、山江村では、日本一と、生産地日本一というようなことをうたわれておりますが、そのことについて、ちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 議員、質問の中で栗条例ということであります。この条例につきましても、やまえ栗の歴史、文化に誇りをもつ。ブランドの価値を再認識していただき、誇りと夢を持って次世代に守り継いでもらい、やまえ栗による地域活性化を図る目的で制定をした条例であります。条例の中には、やまえ栗のブランド化を図るため、村民の方々、生産者、そして行政が行うべき役割をうたっております。

この条例の制定によりまして、村民の方への意識づけ、生産者の栽培意欲の向上を図り、やまえ栗の増産、品質向上等につなげ、一大産地を目指し山江村民が一丸となってやまえ栗による地域振興、活性化を目指すものであります。今後でもですね、流通はもちろんですけども、やっぱり生産現場が非常に重要でありますので、その点もしっかりと支援をしていきたいというふうに思っております。

この条例の中に、「日本一」という言葉がうたっております。確かに議員申されますように、面積、生産量が日本一を目指すということは、もちろん輝かしいというふうに思いますけれども、現実的にはちょっと難しい面がありますので、この日本一というのは、やまえ栗の品質の日本一を目指してということで、日本一という言葉を使わせていただいたということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 3 番、中村龍喜議員。

○3 番（中村龍喜君） 今、平山課長がお答えされたように、山江村がその昔、日本一とうたったのは品質でした。それが球磨地域農業という農協の一体化によって、や

まえばブランドがなくなった時期があります。今言われるように、再度やはり生産量とか面積というのはですね、今現状では、高齢化が進む中においては大変なことだというふうに認識しております。であれば、再度やっぱり品質という面において日本一を目指してもらいたいと、そのような取り組みをしていただきたいというふうに思います。栗だけに限らずですね、ほかの作物についてもお願いしたいというふうに思っております。

じゃあ2番目の質問は以上で終わります。

続きまして、3番目、フランスとの姉妹都市締結の必要性についてということですが、昨年度においてもフランス・シンガポールに行っておられるというふうに聞いております。その効果あたりについてお伺いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。

昨年と一昨年、フランスとシンガポールに販売の戦略に行ったということであり、この目的としましてはですね、やまえば栗の流通を拡大するため、将来的に海外進出を目指したいということで、そういう目的で一同行ったということでもあります。経済効果ということでもありますけれども、フランスは栗の本場の国でもありますし、そこでやまえば栗がどのような評価を受けるかということのテストマーケティング的なものをしたということでありまして、そこに日本食文化を紹介するイベントにも参加したということでもあります。

その中で、フランスの栗の本場でありますフランスの方から、やまえば栗のほうがおいしいという方がですね、8割、9割を占められたということでありまして、その販売をいたしました。そして、その中では、フランスでは4日間で53万円の売上があったということでもあります。シンガポールにつきましては、14日間で130万円の売上があったということでありまして、その運営されてる方、そのイベントをですね、運営されてる方からも、この期間でこれだけ売れるのは珍しいですよというふうに言われたということでもありますので、高い評価を受けたということでもあります。

この評価を得まして、今後、フランス、シンガポールに限らずですね、いろいろな海外の戦略の可能性を確認をできたということでもありますので、今も販路拡大に向けて商談中ではありますが、このへんをやっぱりしっかりと確立させていき、最終的な目的はやまえば栗のブランド化、そして、生産者の所得の向上ということでもありますので、そのへんをしっかりと図っていきたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜議員。

○3番（中村龍喜君） 今言われたように、国際的なこともあろうかと思えますけれども、私は、販路については国内においても十分できるというふうに思っております。村長が就任当初、岐阜の恵那寿やでしたかね、あそこへの栗の取り引きをされたというふうに記憶しておりますけれども、そういう面からしましても、私も石川県の金沢等に行きましたけれども、やはり、その中においておおぞら農協というところがありましたけれども、非常に昔は産地だったと、しかし、高齢化が進んで栗園等が荒廃し、生産量が減ってきて、お菓子屋さん等からのですね、要望があるけれども、それに追い付かないんだというふうな話を聞いてきました。そういう面からしても、海外もさることながら国内への販売、そういうものも考えてもらいたいと思えますけれども、その点についてお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、やまえ栗全体のことでありますので、私のほうからお答えいたしたいと思えます。

やまえ栗が復活したのはですね、4年前でした。これは、それまではJ A合併後、球磨栗として流通していたわけでありまして。何とかやまえ栗を再度復活したいという思いで、実は球磨地域振興局長を中心にですね、J Aの福田組合長含め各町村長集まって、お茶の問題をどうするのか、栗の問題をどうするのかという議論がなされたわけでありまして。

従いまして、そこで球磨栗のままでは山江としては不本意だと。まだまだやまえ栗の名前は残ってるし、やまえ栗が欲しいというお菓子屋さんがですね、全国各地にたくさんありますということで、しっかりこのやまえ栗を残していきたいというようなものを強く申し上げ、現在、人吉球磨では、やまえ栗と球磨栗の二本ですね、取り引きを行ってるという状況であります。実は農協でもそういう認識で引き取りをしてもらっております。ただ、何が日本一かという話もありましたけれども、現在、100トンぐらいの生産量であります。いわゆる、その後の動きとして、全く山江の栗が足りないという状況です。これを300トンにするんだという目標で、様々な取り組みをしておるところであります。

その様々な取り組みといいますのが、まず、山江栗生産向上推進委員会というのを作ります。初めてやまえ栗というのが出てきたわけですがけれども、それが各地域に張り付いておられて、20人に委員会がおられます。初めてでありますからちょっと長くなりますけれども、その方々がですね、何をされているかという、今、反収がですね、1反当たり100キロから120キロですね。1反当たり200キロはとれる可能性があるというようなことが言われておりますので、反収を上げる

というような取り組みをされております。丸岡辺りに行って見ますと、本当に各栗園はきれいに整備されておりますけれども、そういう取り組みがなされているということでもあります。単純に申し上げるならば、現在、100トンが反収が倍になったら200トンの収穫量になるというようなことでもあります。

それと、もう一つ生産者に関してはですね、これを3年限定ではありますけれども、肥料の補助をします。8割の補助ですね。今までは補助は1万円だったかな、で、打ち切り補助をしておりましたけれども、無制限の町は、要するに10万円分肥料をふると8万円の山江から補助出るというようなことでもありますし、また、剪定についても本人の負担はですね、1,000円です。あと9,000円は、だから9割負担も山江がもって、ただ、3年間の限定です。

といいますのも、栗生産向上推進委員会の方からですね、やまえ栗を増産するためには、今、見ていると肥料と剪定不足による増産がかなわないんだというような意見を受けて、3年ですから来年までそういう施策をしていただきながら、栗の振興を図っていききたいというのが一つあります。

それとあと一つは、新植でありますけれども、これは川辺川造成団地を一大栗生産地にしたいという思いの中から、これは地方創生の拠点整備交付金を使ってでありますけれども、10町歩のですね、新植をした栗を整備したいというようなことで、昨年、3町歩の栗園を植えさせてもらって、今年も3町歩を計画をしているところでもありますし、先ほど申し上げました目標の300トンに何とか到達したいというようなことでもあります。

今、1次産業が要するに生産者対策であります。2次産業が加工をどうしていくか。現在、100トンで大体7,000万円の売上があるところでもありますけれども、加工を含めるとですね、栗まんじゅうと、びっくりだんごで5,000万円を超えておりますから、やまえを含めると1億円を超えており、大体栗の産業が2億円程度あるんだろうというようなことを予測しておりますが、要するに生産と加工を通じて、山江村の全体の売上高もやっぱりいかに増やしていくかということでもあります。そのために流通が必要ということでもありますので、議員おっしゃいました国内への流通をどうするのか。国外に対する流通をどうするのかというのは、二本立てで今、考えております。

もちろん、その大部分はですね、国内であります。ご案内のとおり、コンビニのローソン、ローソンがやまえ栗モンブランとして毎年、今、売っておりますのが4万個弱です。あつという間に売れるという人気商品だそうです。ローソンから聞くそうですね。ローソンの三本の指に入るご当地食材の人気商品だそうです。が、4万個作って、そのペーストと渋皮煮を提供してというのもありますし、栗祭り、

栗祭りも500万円の予算でやっているわけですが、栗のスイーツだけで400万円の売上があります。栗の生を売るだけで100万円の売上があります。加えてほかのものを出しますと、その日だけで7~800万円の売上がある。あと栗を欲しがる方々のあれをしますと、1,000万円以上の効果があるというくらいですね、やまえ栗はよそから非常に引き合いがあるというようなことであります。

もちろん、国内におきましても最近では、エス小山さんという、これは小山薫堂さんが紹介された高級栗菓子店ですが、そこに納めるようにしておりますし、また、東京・銀座あたりも、実は果樹研究会長の豊永さんがおっしゃったんでありますが、新潟にお住まいの方が東京に行って、山江の栗の商品が出ていて、大変うれしかったというのを話を聞いたということで、その東京方面にもですね、やまえ栗としてのですね、商品が流通もしておりますし、最近では、シンガポール関係ではありますけれども、シンガポールにアジアのパティシエがおられます。ジャニス・ウオンさんという方ですが、その人にも実はやまえ栗を提供して、月餅を作られるそうですけれども、そういう取り組みも始めるというようなことであります。

銀座のこれも何度か議会にも申し上げたんですけれども、銀座のある喫茶店に教育長と教育課長と3人で行きましたら、山江の栗の商品がワンホール1万4,000円で売ってありました。10個に分けて、1片1,400円でした。3人で1個食べてきたんですけれども、それぐらい高級な食材としてやまえ栗は重宝がられているということでもあります。ただ、まだ「志半ば」でありますので、しっかり生産量を作ること、そして、加工はペースト工場ができましたので、あらゆるお菓子に対応できますので、ペースト工場をしっかりと動かす第2次の問題、それから、物をしっかりと売っていくという第3次ですね、この1、2、3次の6次化をしっかりと図っていくという、全体的に図っていくということが求められているんだろうということを考えているところであります。

それから、海外へのその展開ですけれども、海外への展開はですね、山江村の栗の知名度を国内でいろいろ流通するよりも、2倍、3倍、4倍、10倍のPRの効果があります。栗サミットのことをおっしゃいましたけれども、全国の栗の生産地が集まりながら栗のサミットというのをやられております。もちろん栗の栽培の技術の連携もあります。それから、それぞれ栗の商品を作っておられましたので、お国自慢としての栗の商品を出しながら、いろんな商品開発をするんだというのがあります。ただ、あれがなくなったというのはですね、やっぱり国内では発信力に限界があるんだということだと私は考えております。全国各市町村が、国内の市町村同士で姉妹提携を結んだり、また、海外と姉妹提携を結んだりするのは、その地域

が持つ課題解決のためにお互い努力しましょうというのと、もう一つは、姉妹提携により有効とし関係をしっかりアピールすることにより、日本全国にですね、山江村の知名度を上げていくというような、大きな役割も持っているわけでありまして。そういうことも含めて現在、先ほど申し上げましたとおり、まだ完成形ではありませんけれども、一歩ずつですね、その目標に向かってやまえ栗のブランディングをですね、ブランド化については取り組みを進めているところであります。

それから、ほかの農産物ももちろん取り組んでおり、ご案内のとおりであります。農業をされておられますので。ただ、先ほどの担当課長のほうからですね、販売農家数253戸と言いましたけれども、そのうち栗生産農家はですね、250戸ほどあります。ほとんどが販売農家の方々は栗の栽培をされている状況でありますので、もちろん酪農もありますし畜産もありますし、米もありますしカボチャもありますし、もろもろの部会はつくられながら、支援もさせてもらっているところがあります。ただ、わかりやすいのは、山江村の場合は、栗があるんじゃないかと。まず栗を出していきながら、他の産業を引っ張っていくんだという政策でありますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜議員。

○3番（中村龍喜君） 今、村長が言われたとおりだというふうにも思いますけれども、産業振興課においても農業の6次化、生産・加工・販売というのを非常に重点的に考えているところでもあります。話の中にもありましたように、増産するために川辺川造成団地への新植、改植等の事業を進められてるというようなことでもありますし、聞きますと、昨年度において3ヘクタールの新植がなされたということでもあります。

私も現地のほうに行ってみました。村長、行かれましたか。

○村長（内山慶治君） もちろん行っております。

○3番（中村龍喜君） はい。じゃあお気づきになったかとは思いますが、非常に密植されております。通常であれば反当たり40本ぐらいじゃなかろうかなあというふうに思いますが、その倍は植えてあるんじゃないかなあというふうな、フェンスがしてありますので中に入って直接計ったわけではありませんけれども、株間といいますか畝間といいますか、それが半分ぐらいしかないなあというふうに私も思いました。

であれば、仮に40本でいいのを80本植えれば40本は多いと。極端に言えば、栗の苗が600円だとすれば、反当たり2万4,000円の苗代が多いと。1ヘクタールにしますと24万円。村長が話の座談会するときにも言われましたけど



も、10ヘクタールをひとつの目標にしているんだというような話を聞きますと、単純に苗代だけで、10ヘクタールの場合240万円の苗代が多いんじゃないだろうか、そこらへんについていかが考えておられますか、お願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えします。

今、議員が申されましたとおりですね、川辺川造成地の今回新植しております反当たりの本数はですね、80本植えております。それはどうしてかと言いますとですね、川辺側造成地、まずあそこは土地がすごく悪いということで、60センチのですね、深堀りを全体的にやっております。それから、そうしながらですね、いろんな肥料も入れながら行っておりますが、まずは、その苗木がちゃんと着くかということもありましたので、試験的にですね、倍以上植えております。苗が大きくなったときにはですね、間引きというのはちょっとおかしいんですけども、40本ぐらいの形になるということで、今のところはですね、モデル的に作根をさせていただいたというような現状でございます。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜議員。

○3番（中村龍喜君） 今、新山課長のほうから、試験的にということであります。でも、令和元年、今年それから来年とその事業を続けて行かれますけれども、今年も来年も同じような新植をされるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜議員通告外の質問にて、その件は許可をしません。

○3番（中村龍喜君） はい、わかりました。じゃあ今のは取り消します。

それでは、4番目になります。学校給食食材の地産地消についてお伺いいたします。実績はどのようになってるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えさせていただきます。

安心安全な山江村の農作物をですね、学校給食に提供することはもとより、生産者は農産物の安定的な販路を確保することで、農家所得を向上させ、地域農業の基盤を建て直すことを目的にしております。さらには、学校給食へ提供していくという付加価値のですね、向上やICT活用による農業の効率化を通じ、農業者が村外の競争環境において勝てるような農業者の育成をすることを目的に、2020年度までにですね、令和2年でございますが、学校給食の地産地消率を平成26年度の16%から30%に引き上げることを目的に、品目に対する食材の生産量や栽培作付けなどを、村内の生産者の方へ働き掛けの取り組みを現在行っております。

す。実績として、平成30年4月から31年3月までに納入いただいた青果生産農家数は、43戸41品目であり、地産地消率は約16%前後推移しており、増加傾向ということでございます。

なお、村内の生産される米や野菜等だけのですね、数字で表しますと、1年間の全体使用料が約14トン800キロに対して、山江産の数量は約8トン250キロであり、約55%を占めているというふうになっております。今後も納入農家数を増やすことで、自給率を上げていくことができると思いますので、進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜議員。

○3番（中村龍喜君） 今、新山課長から説明がありましたが、この14トンのうちの8トンということで、非常に高い自給率といえますか、使用をなされていると思えますが、これは概ね米ではなかろうかなというふうに思えます。私が言いたいのは、地産地消の中でですね、もっとほかの作物にも農家の方が取り組んでいかれるような形をとってもらいたいというふうに思えます。

実際、私も学校給食に納品したことがあります。サツマイモでした。でも非常に数量的なものも少なく、そしてまた、季節的にも声をかけていただきましたけれども、そのときにはないというような時期もありましたので、今後においては、やはりそういうふうな計画的な生産の受け手の農家への取り組みにも、努力していただければというふうに思えます。

4番の学校給食食材については以上で終わります。

最後になりますけれども、5番の鳥獣がい対策について質問いたします。

今現在、どのような対策をされていますかというようなことですが、イノシシ、シカ、近頃におきましてはサルの被害も聞き及んでおります。栗についても、先ほどから話がありますように、増産、増収といいますが、栗の一番の天敵は、他の町村の話をお聞きするとサルだというふうなことを聞いておりますので、その対策等について、お考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

まず、鳥獣対策ということでございますが、山江村では、5年に一度山江村鳥獣被害対策防止計画というのを策定しております、その対策をしております。昨年ですね、28年度の昨年度の捕獲頭数の比較ということでございますが、シカ959頭から746頭、イノシシが315頭から246頭、サルが18頭から5頭、カラスが10羽から9羽へ減少しておりますが、逆にアナグマ頭は30頭から74

という増加傾向でございますので、そういうような駆除の対策でございます。

また、住民から要望があります鳥獣被害防止柵のですね、設置については、村の特産物振興事業、果樹振興事業では16件、国の鳥獣保護対策事業では3件というようですね、施設整備の資材補助を実施しております。ただ、被害額がですね、減少したといいますが、農林業等の所得の向上、そして生産意欲の低下の防止をするためには、まだまだ被害防止柵の設置は増えてくるのではないかと考えております。

それから、先ほど言いましたサルの対策ということでございますが、サルにつきましては、山田地区のほうですね、椎谷、湯原、東浦などに四浦西群、万江地区のほうに万江群というのがですね、生息しているというようなふうに言われております。数十頭単位でですね、群をなしているのを確認をされているようでございます。

ただ、サルの対策については非常に難しくてですね、猟銃によるもの、くくり罠、箱罠ですね、という捕獲があるということで聞いておりますが、習性から、出没後ですね、捕獲隊等に連絡してもですね、その所にはおらないということで、なかなか捕獲ができない状況であるというふうに聞いております。ただ、サルをですね、サルの群の1頭にGPS機能を付けて逃がして、移動習性からですね、把握しながら、待ち伏せをして捕獲するというような方法もあるということを聞いております。

ただ、近隣の町村におきましては、サル用のですね、囲い罠を設置して、6頭をですね、いっぺんに捕まえたというような実績もございます。今後このような増加する懸念がありますこれらの被害につきましては、非常に深刻な課題であるというふうに思っておりますので、早急に何らかのですね、対策を講じていかなければならないというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜議員。

○3番（中村龍喜君） 要望になりますけれども、今、課長が話されましたようにですね、近隣の市町村でも非常に猿害といいますか、サルの害を懸念されております。他の市町村とも連携されまして、山江村では早急な対策を取っていただき、先ほどから申し上げておりますように、栗の増産、増量に向けてですね、精一杯頑張ってもらいたいと思います。

初めての一般質問で、先ほど議長からも指摘を受けましたけれども、通告に外れたところがありました。今後につきましてはですね、私も一生懸命勉強しながら、この通告文書に沿ったところで質問をしていきたいと思っております。

これもちまして私の質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。

ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

再開時刻を10時45分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時37分

再開 午前10時45分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、6番、横谷巡議員より、1. 議会定例会で一般質問を行ったその後について。2. シルバー人材センターの現状と支援について。3. 人口減少問題に起因する限界集落問題について通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。

6番、横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、6番議員、横谷巡から一般質問を行います。

さて、このたびの村議会議員選挙で、村民の皆様から選任をいただき、議案審査とそのプロセスを村民の皆様をしっかり伝えることが、求められているものを強く感じ、襟を正し、村民の代弁者としての職責を果たしていかなければならないと痛感する次第であります。その観点から一般質問を行います。

質問事項の1として、今まで、議会定例会で一般質問を行ったその後がどうなっているかについて、4点、通告をしております。

まず、平成2年度にオープンし、施設の老朽化が進んでいる尾寄崎キャンプ場の現状と今後の方向性についてお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 尾寄崎キャンプ場の現状と今後の方向性についてというご質問でございます。

このキャンプ場につきましては、尾寄崎分校の有効利用を活用しまして、平成2年度に補助事業によりまして施設の整備を行っております。昨年は約200名の方が利用されており、ほとんどがリピーターの方ということでございます。整備後約30年が経過し、ここ最近老朽化が進んでおりまして、飲み水については山水を使用しておりまして、大雨時の管理に苦勞をされている状況であります。また、室内

でも床の一部が腐食しているなどの状況でございます。

このような状況を踏まえまして、先日、地域の活性化を含めましたところで、この施設の今後の方向性について、地域の方々と意見交換会を行っております。その結果ですけれども、当地につきましては、キャンプ場が唯一の集客、交流の場であり、地域活性化の要である施設であるので、何とか存続したいというような意見があったということでもあります。施設の老朽化がひどく、改修する箇所が多くありますので、地域の方々との話し合いの場を持ち、今後も地域の人たちとの話し合いを持ち、補助事業等を活用して、抜本的にやり直す方法も視野に入れながら、検討をしていきたいというふうに思っております。

整備をするのはできますけれども、一番大切なのは、今後の人的な管理の問題です。将来管理する方がいなくなったら、整備する意味がありませんといえますか、もったいないことでもありますし、将来の人的問題の見通しがつかないと、整備に踏み切ることが難しい現状であります。今後もしっかりとこのことを検討し、地域の方々とも話し合い、この事業についてはしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君） 今ですね、夏場を迎えまして、利用に関する問い合わせが数多くあっているようです。ご存じのように当地区は人口減少、高齢、過疎化の難題を抱えております。ここにある学校跡地の公共施設を、交流人口等の拠点として活用、利用することは、課題であります山村の活性化につながると考えています。地域のほうでも一部Uターンがあると聞いておりますし、管理の受皿等の機運が高まっているようですので、課長が言いましたように、施設全体のリニューアル化も含めて、今後どのようにするか、前向きな検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、女性の健康問題です。これは一般質問でも前にしておりますが、女性の1人に1人が乳がんにかかると言われております。女性は、家庭でも職場でも社会でも重要な役割をなされておりますが、本村における乳がん検診の現在の啓発状況と受診について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それではお答えいたします。

まず、受診状況につきましてお答えいたします。

乳がん受診率につきましては、平成28年が48.2%、平成29年が54.9%、平成30年が49.3%となっております。また、要精密検査者数が、平成28年が8人、平成29年が4人、平成30年は5人となっております。集団検診及

び施設検診の結果による精密検査者につきましては、全員を家庭訪問をし、説明を行って、精密検査を受診されるよう勧奨を行っております。精密検査を受診された方が、平成28年が8人のうち5人、平成29年が4人のうち4人、平成30年が5人のうち5人となっております。また、要精密検査者で精密検査を受診されていない方につきましては、電話や訪問による受診勧奨のフォローを行っているところです。今後も引き続き要精密検査者につきましては、保健師による訪問等によりフォローを行っていきたいと考えております。

検診啓発につきましては、平成30年度は10月の乳がん月間に併せまして、やまえ広報により、定期検診の周知及びチェックシートの掲載、婦人会役員への出前講座にも取り組みを行いました。また、健康管理、健康づくり、熱中症予防、介護関係など、各分野に対する健康教室を行い、保健師が公民館等へ出かけてもおります。

議員が前回申されましたように、乳がん検診は、がんを発見するため最も効果的な方法です。早期に発見・治療を行えば高い確率で治るものです。今年度も訪問による受診勧奨、また電話による勧奨を行う予定です。今後も乳がん検診啓発や女性の健康指示に取り組み、そして健康相談、健康づくりの支援、村民の方が気軽に相談できるような体制を整えていきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君） 前回ですね、一般質問したことを早速実践に移してもらって、出前講座とか、あるいは各機会ごとに検診の必要性を訴えておられるということです。やはり、このがんはですね、早期発見、早期治療に勝るものはありません。今後ともですね、積極的に村民の健康を守るために、啓発と受診の積極的な推進をお願いしたいと思います。

次に、学習指導要領の改訂で、2020年度、来年度から小学3、4年生で外国語活動の時間導入、5年生、6年生が教科化されることとなります。中学生の英語教育の取り組み状況も含め、使える英語教育の取り組み状況について伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えいたします。

英語教育につきましては、グローバル社会を見据えまして、学校教育における英語教育の充実とともに、コミュニケーション能力の育成を目指した様々な取り組みを行っているところでございます。今、議員申されましたように、来年度からですね、小学校のほうで教科がなされるわけでございますけど、本村では、小学校では先取りをいたしまして、3、4年生では外国語の音声、それから、基本的な表現に

慣れ親しむような活動を通して、英語によるコミュニケーション能力の育成を図っているところでございます。

現在使っておりますのがこの教材でございまして、これが3年生用、これが4年生用でございます。それから、5、6年生におきましては、教科として取り扱いになりますので、3、4年生の聞く・話す活動から、今度は読む・書くということが入ってまいります。それを取り入れながら、実際のコミュニケーションにおいて活用できるような、基礎的な理論を身に付ける指導を行っているところでございます。これが教科書といたしますか、教材でございまして、5年生用、これが6年生、やはり比べますと若干厚くなっております。それはなぜかといいますと、いわゆる書く活動が入ってきたので、実際この教科書の中に書くように設定がなされておりますので、その分厚くなっているというようなところで、そういう小学校ではですね、教育教材を使いながら、英語教育に取り組んでいるところでございます。

また、中学におきましては、早速ですね、今年1月からiPadを使ったAI英会話練習システム、テラトークというのを導入いたしまして、会話力の強化を図っているところでございます。このコンテンツはですね、様々な生活の場面で、必要な英会話を生徒とAIが、英語でやり取りしながら会話練習行うものでございます。AIが生徒の会話を、英語での会話を瞬時ですね、判断をいたしまして、ネイティブな発音で答え、会話を進めていくシステムとなっております。生徒たちの実態に応じて会話ができて、生徒たちはAIと何回も繰り返し会話で、英語で会話しながらコミュニケーション能力を身に付けていくという状況でございます。

そして、その実践の場というところでございまして、その会話力を生かすということで、シンガポールでの今度の語学研修や、それから、シンガポールや諸外国とのですね、ICTを活用しましたテレビ会議システムを、テレビ会議を行って、現地の生徒たちとしっかり交流しながら、使える英語の強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。さらには、学期に1回ですね、熊本学園大学の留学生が数名山江村にまいりますので、その際も留学生と多くのコミュニケーションを図りながら、英語力を身に付けさせるという取り組みを行っていきたいと思っております。英語はですね、やはり会話として普通に話せるようになるには、やっぱり諸外国の方々と話す機会を多く設けることが大切じゃないかなと考えますので、今後もですね、そういう学んだことをしっかり使える英語を目指してですね、そういう機会をしっかりと多くを設けながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君） この使える英語教育の取り組み、小学校、中学校お答えいただ

きました。急速な国際的グローバル化社会で、将来を担う子どもたちには、もう英語を使いきることは欠かせません。試験のためにやるとか、あるいは将来的ということではなくて、目の前にあることを英語でどう表せるか、日々の生活の中でそうした学習ができるような工夫も重要ではないかというふうに考えます。中学校の学習未来塾の新たな取り組みをされております。このようなことも併せて、使える英語教育の更なる推進をお願いしたいというふうに思います。

次に、地方創生拠点整備事業交付金によって建設した、合戦ノ峰物産販売所の開館日数が少なく、事業の目的を達していないということから、再度物産販売所の運営方法等について、地元の管理組合と協議を進めるということでしたが、その結果はどうだったか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長

○企画調整課長（平山辰也君） 合戦ノ峰物産販売所の運営方法ということでございます。この施設につきましては、先ほど議員申されました交付金を活用して整備をいたしております。この施設の管理は、昨年9月から地域の合戦ノ峰物産販売所管理組合に委託をいたしております。施設の利用者といたしましては、昨年は秋の彼岸を中心に、約1,200名の参拝者が訪れられたということでありまして、売上げが約30万円あったということでございます。

また、今年の3月の定例会で一般質問以来ですね、日数が少ないと、開館日数が少ないということもありましたので、地元の方とも協議をいたしまして、どのような方法が一番良いのかということも協議をいたしております。最近までは、毎日米だけの販売ではありますけれども、開館はされておられたということでもありますけど、今後、米だけではなくて、野菜・加工品の販売も視野に入れて協議を行ったところでもあります。

その結果ですね、合戦ノ峰の方々を中心として、村内の方からその販売所で農林産物を販売する計画のある方を応募するということでもありまして、明日の金曜日に区長さんの回覧文書でまわしたいというふうに思っております。地域の合戦ノ峰の方々が、時代の駅のように定期的な朝市、それから、週に1回は農林産物を販売のために開館したいということでもありました。

この施設につきましては、山江村の入口でもありますし、今後も整備の目的をしっかりと再認識し、さらなる地域の活性化、所得の向上などを図るため、開館日数の増加はもとより、農産物生産量増加等に向けて、費用対効果、採算性なども含めて、今後の運営の方向性、仕組みづくりにつきましては、地域の方々とも十分話し合い、行政としましてもしっかりと支援をしていきたいというふうに思っております。



○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君） 物産販売所ですね、のぼり旗は掲げてあります。しかし、物産販売所は開いてないようです。米が置いてあると言いますが、鍵がかかって、小さな米の袋が2、3袋はありますが、これは開いているとは言われないうふうだと思います。公共施設建物は、建設後の運営と維持管理費をどうしていくのが、これは課題であります。観光交流の拠点、それから、地域農家所得の向上など、地域の活性化を図る目的のこの物産販売所が改善されず、このままの運営状況が続いていくなれば、事業の目的、費用対効果からも責任の所在が問われてきます。地域の要望の公共施設ですので、引き続き指導されるよう強くお願いしてきます。

それでは、次に、大きな質問事項の2番目として、シルバー人材センターの現状と支援について通告をしています。シルバー人材センターの活用等による高齢者の就労支援と生きがいづくりについて伺ってまいります。シルバー人材センターは、健康寿命の延伸とともに、自己実現を果たしたいとする高齢者のライフスタイルに併せた業務を提供し、健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉向上に貢献する目的で、平成12年度に設置されました。仕事内容も軽作業から技能作業、そして、ごみ収集、道路・公園の公共施設管理など、多岐にわたっています。平成12年度のシルバー人材センター設置から、これまでの実績はどうなっているか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それではお答えいたします。

地域に密着した仕事を高齢者に提供する本村のシルバー人材センターは、議員が申されましたように、平成12年5月12日に設立しております。会員が従事するのは一般家庭、民間の委託、村からの公共受託事業であります。会員数は、平成22年度の64人をピークに年々減少し、平成31年度の会員数は25名と報告を受けております。

実践につきましては、事業報告によりますと、平成29年度の受注件数262件、就業実人数34人、配分金支払額1,164万1,642円、そのうち村委託契約分は704万65円、平成30年度の受注件数259件、就業実人数32人、配分金支払額817万5,439円、そのうち村委託契約分742万8,504円となっております。

会員数は減少しておりますが、順調に遂行されておられます。しかし、村からの村道や農道の除草作業委託と、個人・企業等の草刈りの作業等の受注が多くなる時期には、人手不足がある状況にあるようです。また、村から年間150万円の補助

金を支出しております。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君） 今、お答えいただきましたが、仕事の需要はあるのに、会員不足にて対応できないとの声をよく聞きます。このことは本村ばかりでなく、他の市町村でも共通した課題でもありますが、この会員減少の原因と対策については、どのようにお考えておられるでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それではお答えいたします。

平成29年が36名で、入会率2.5%、平成30年が32人で入会率2.2%、平成31年が25人で入会率1.7%と減少してきております。65歳以上の高齢者人口は年々増加となっておりますが、入会率は下がってきております。また、60歳後半以降も企業で働く人が増えているため、会員はこの年齢層でも伸びていない状況と言えます。

会員減少の対策につきましては、会員の拡大、会員による1人1会員入会活動の実施や、入会希望者に対し、適正かつ迅速な入会承認及び就業機会の早期提供などの取り組みが必要かと思われまます。会員の確保につきましては、シルバー人材センター事業の積極的な周知方法を図るため、村といたしましても、シルバー人材センターのプランや活動をお知らせするなどして、広報紙やケーブルテレビを使った周知を行い、会員拡大に向けた支援、体制づくりに協力を行ってまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君） 高齢者は増えている。しかし会員は減っている。このシルバーの仕事の内容のわりには、対価報酬が安すぎるのではないか。また、企業と雇用の条件が変わってきましたから、そのほうに良い仕事があり、そちらに流れているのではないかということも考えられます。

また、これは厚生労働省の管轄ですから、この資料に基づいて、高齢者に生きがいの場を提携する位置づけで、民間業者との競争を避けるため、就業業務の制限、それから労働時間、日数の上限がありますが、これを緩和することも一つの方法じゃないかなというふうに考えます。

そこで、高齢化が進展し、十分な年金等の確保が容易でなくなっている中、これは村長に伺いますが、就業機会、本村では、今、課長が言いましたように、ある程度公共施設の職域の拡大をしないと仕事がありません。そういった意味で、就業機

会を拡大するため、職域、特に公共施設関連の拡大支援が必要でないかなというふうに考えますが、見解をお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） お答えいたします。

職域拡大ということは、役場では多く人材を雇いなさい。また、関連の施設で人材を求めなさいというようなことだと思います。まずシルバー人材センターについてお答えしますと、一応公認でありますから、しっかり役場としてその支援体制をとっていくというような状況であります。

課長が答えましたとおり、817万5,000円の売上げのうち、村がですね、お願いしているお金が740万円ですから、817万円のうち740、ほとんど役場が発注をしている。加えて150万円の補助金を出して運営していますからね、という状況の中で支援体制をとっている。それでもなかなかということは、会員が増えないということですね、先ほど申されたとおり、それぞれ高齢者の方々の人材不足で、人手不足ですね、いろいろな仕事に就いておられるというのと、家業もそれぞれあるんだらうということで考えます。

シルバー人材センターの本来の目的は、高齢者の社会貢献を目的とした組織の地域の手助けといえますか、生きがづくりというものもありますので、再度そういう方々が無理をされない程度で、どれぐらいの仕事量をされるかということも含めて、シルバーとは協議をするというよりも、意見交換しながら、シルバーの支援を行っていきたいと思っております。

役場、その他の役場の関係機関の就業ということでもありますけれども、これ実はなかなかこれも人材がないという状況ですね。教育委員会のほうでお願いをしておりました学校施設の管理をしてもらう方が、それがお二人辞められたということでもありますけれども、この方は随時募集をしておりますが、なかなか手を上げてもらう方がおられないという状況であります。また、水道のメーター検針についてもですね、随分前から今やっておられる方が辞めたいというような意向で、代わりの方を随分見つけていたんですけれども、もう1年以上も人材が見つからない。ここにきてやっと手を上げていただく方がおられたというようなことでもあります。

これは先ほど中村議員から言われた、人材不足により外国人就労必要な時代ということも関連するかと思いますけれども、なかなかその人材が少ないというのも事実であります。ただ雇用をすべて、雇用の場はしっかりその外注といえますか、役場ができるような仕事の中での雇用の場というのは、もちろん今後もつくっていきたいと思いますけれども、加えていろんな仕事の場というのが、村の役場だけじゃなくてですね、いろんな企業の中でのそういう役割もあるんじゃないかと考え

ているところであります。法人化しました万江の里農業集落生産法人ですね、生産法人である万江の里も実は人材が足りないんだというようなことをおっしゃっておりますし、そういうことについて、じゃあ今後どうするかというような新たな課題が出てきている、ということも思っております。

ただ、役場におきましては、ご案内のとおり今、職員60人で、総雇用数は100人を超えているということで、臨時・アルバイトも含めてですね、そのような状況であります。

以上、お答えします。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君） 今の労働現場での雇用不足というのは、全国的な国あげての問題です。ですから、外国人の労働力を入れないともうどうしようもないと。先ほど言われますように、何年かすると、あそこの田んぼは中国の方、ここの田んぼはベトナムの方とか、そういう人が作業をする時期が来るのではないかなというふうに思います。

そういった雇用全体のことが、やっぱりシルバー人材センターのほうにもおよんでいるのかなあというふうに考えますけれども、今は生涯現役社会の実現に向けた目的が、ひとつのシルバー人材センターの役割でありますので、やはりうちの村では、村がどうしてもお手伝いをしないと、法人でありますけれども成り立たないということですので、今後とも支援をお願いしたいというふうに思います。

では、次の質問事項の3番目に、人口減少問題に起因する限界集落問題について通告をしております。

本村の近未来の危機の中で、限界集落の実態と今後の対策について伺ってまいります。

集落で人口50%以上が65歳以上の高齢者となり、社会的共同生活の維持が困難になっている集落を限界集落、人口70%以上が65歳以上を占める集落を危機的集落と定義され、この危機的集落から最終的には廃村、消滅に向かう流れと言われます。

私は、どんなに不便でも進んできた土地への思いから、そこに暮らしておられる人々の心情を思えば、この限界集落という言葉の定義はあまり好きではありません。その地を捨てることへの抵抗感は、住んでいる人にしかわからないからです。

しかし、今日はあえてこの限界集落という言葉で、問題提起をしてみたいと思います。本村においても限界集落が進んでいますが、限界集落それに近い集落の箇所を数はどれほどあるのか、また、年代別高齢化等についてお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君）　まずは、限界集落の一般的な定義でございますけれども、先ほど議員申されましたように、具体的には、その集落に65歳以上が人口の50%以上を占める状態ということを申します。65歳以上が労働力としては換算できないということで、50%以上を過ぎてしまったら、地域としては活動できないとみなされるためでございます。

従いまして、本村の状況を見てみますと、5月1日現在ですけれども、65歳以上が50%を占める限界集落でございますが、行政区でいきますと村内には2地区ございます。またそれに近い今40%台ということでございますけれども、行政区では4地区ございます。

なお、集落別で見ますと、山田地区においては6集落、万江地区においては9集落が、65歳以上で50%以上の高齢の方が住んでおられるということでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君）　6番、横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君）　本当に限界集落、今、総務課長がお答えいただきましたように進んでいるんですね。ただ、限界集落については、伝統文化や風習が残っている地域もあって、当然守っていこうという声がある一方、公平な行政支援や財政効率面からコンパクトシティ化を進めて、限界集落は外すべきという声もあります。これは都市部中心だと思いますが、しかし、実際にはそこに人が暮らしており、住む人の気持ちを考えるとそう簡単に結論を出せるものではありません。

本村でも山田、万江地区の山間地域で、地形的末端の小規模集落の人口が、徐々に減って高齢化が進み、限界集落になったり、なっていく傾向にあります。本村においても年々限界集落が増えつつある中で、5年先、10年先の集落の形がどのようになるのか、現状把握をしておくことは、行政の事業を進めるうえで、大切な要素だと考えます。そこで、限界集落の実態や課題について、本格的な実態調査、これを行っていく必要があるならというふうに思いますが、村長これはどう思われますでしょうか、見解を伺います。

○議長（中竹耕一郎君）　村長。

○村長（内山慶治君）　私、ご指名でありますので私からお答えいたします。

居住権という問題についてはですね、これは役場があそこに住みなさい、そこはだめですよと全く言えないわけでありまして。それぞれの個人の選択に任されているというようなことであります。

まず限界集落という名前もですね、本当に限界なんだと、それと65歳以上が労働力として換算できないとかいうことを国が言ってるということを総務課長が答弁

しましたが、大変失礼な話でありまして、まだ65歳以上の方々、80歳の方々もですね、現役として頑張っておられる方はたくさんおられるわけでありますので、その何が限界なのかということで、ただ、よその地域にはですね、限界集落という言葉をやめて、水源の里集落とかですね、あと、もっとなんか現代用語風にですね、元気かい？集落とか言っているとところもあるようでありますけれども、ただ、その問題というのが、非常にその地域を維持するのに難しい環境になってきているんだというような問題だと思います。

要するに、過疎というのも、これも嫌な言葉ですけど、疎すぎると書きますから、これも嫌な言葉ですけども、疎すぎるのは何が疎すぎるのかというと、やはり交通の便が非常に不便だというようなことがありますし、そして、医療介護を受けるのに非常に不便だというものがありますし、日常の生活をするのに不便だ、買い物をするのに不便だというものがあろうかと思えます。そういう不自由をですね、しっかり行政としては提供していくということが求められているんだろうと思えます。

ある私の知り合いが実は山田地区に家を造られて、万江に残されたお母さんに、「出てこんですか」と、そっちは不便だろうけん出てこいと言っても言っても、やっぱり「住みなれたところがよか」と言って残られる。そういう方々に対して、しっかり行政として不便さをなきよう、そのサービスをやっていくということが求められていると思えます。コンパクトシティとしてある地域を造成して、ここに皆さん出てくださいというようなことで解決される問題ではないと思えますし、しっかりその公共交通対策、また医療・介護も、介護支援も今やっておりますし、医療・介護もですね、公民館事業を含めてまたいろんな事業やっています。

例えば、将来的には財団の医療をやっていこうというようなこともしておりますし、そういうことをしっかり提供していくことが、我々行政の仕事だというふうに認識しております。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君） 私も限界集落という言葉は、さっき冒頭言いましたように好きではありません。しかし、国のほうがですね、こういう限界集落というようなことを定義して発表するということにもちょっとどうかなと思えますけれども、本村の、先ほど総務課長から説明がありましたように、現状からして、今後を予測してこの限界集落をなくすことは、難しいのではないかと思います。厳しい見方をすれば、あと何年後かにはコミュニティ活動ができなくて、消滅する集落が幾つか現出してくると言っても過言ではないというふうに思えます。

けれど、限界集落をなくすのではなくて、限界集落に住んでおられる人々に対し

て、村はどのようなコミュニティ機能の仕組みを提案し、生活を守り、支援していくことができるのか。そこに住まれる一村民としての安全・安心を担保とした、行政サービスをこれからも続けていくことができるのか、そういうことが大切ではないかと私は考えています。そこで、この限界集落の機能の維持対策、一人暮らし高齢者、高齢者世帯の安全対策、買い物支援、生きがい対策など、直面する生活対応の支援について、どのように考えておられるか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それではお答えいたします。

まず、本村の一人暮らし高齢者世帯の状況につきましてお答えいたします。

5月1日現在の65歳以上の高齢者独居世帯は63件で、65歳以上の高齢者のみの世帯は169件となっております。独居世帯、高齢者のみの世帯を合わせますと372件で、村内全体の世帯数に対し約30%の割合となっております。

高齢者世帯の安全対策についてですが、災害時等に支援が必要な避難行動要支援者につきましては、約30名の方から同意を得て登録を行っております。緊急の連絡先等は把握しており、消防署、警察署、社会福祉協議会、民生委員、区長、消防団等、関係機関に対し事前に情報提供を行っております。また、山江村在宅老人緊急通報装置貸与事業により、概ね60歳以上の一人暮らしで利用を注文される方につきましては、緊急通報装置を貸与することができます。現在の利用者は23人で、24時間体制で緊急時に利用者の安否確認や救護等が可能な事業者2社に委託をしております。

日常の見守りも重要であることから、民生委員や地域見守りネットワーク協力員により、広報活動を行っていただいているところです。民生委員におきましては、現在16地区にて民生委員が選任されており、高齢者等の困りごとの相談など、地域と行政等、関係機関等のパイプ役として活動を行っております。毎月開催される民生委員の定例会には、福祉係、統括支援センターの担当が出席し、情報の共有を行っているところであります。

また、社会福祉協議会が行っている地域見守りネットワーク事業につきましても、16地区すべてで組織化され、より身近なところから一人暮らしや高齢者等の定期的な見守りをしていただいているところです。そのほか民間業者2社と高齢者等の見守りなど、地域における協定を締結しております。

買い物についてでございますが、村で直接行っている買い物支援等はありませんが、まるおか号の運行を見直し、村内はドアトゥドアで乗降できるようになり、また、人吉市内の特定乗降場所の変更にあわせ、買い物ができるような乗降場所を3カ所設置しており、利便性は向上していると考えております。

また、地域の支え合いとして、ボランティア等による商品の配達サービスを、地元の商店の方が独自で注文・配達をされておりますが、課題も少なからずあるということですので、その地元の商店と協力して、山間地域の高齢者世帯の安否確認等を含め、買い物や生活支援等の需要や課題など把握を行い、今後、村全体の買い物支援対策に役立てていきたいと考えております。

また、現在、地域づくり研究所と共同で、ICT利用による受発注システムの活用など検討を行っている段階でもあります。そのほか山江村在宅高齢者介護予防生活支援事業において、週3回程度の食事を届ける配食サービスや、ヘルパーが買い物を代行するなどの日常生活に関する援助を行う軽度生活支援サービス、肢体不自由などにより公共交通機関を利用することが困難な高齢者などが、病院や買い物などに行く場合に、利用による外出支援サービスを委託事業として行っております。

高齢者の生きがいについてであります。健康福祉課が行っている事業につきましては、いきいき健康相談、「たっしゅかクラブ」、「骨こつ健康クラブ」、「元気になる学校」、「にこにこ食のつどい」など、運動機能の低下防止や健康講座、軽スポーツ等を行っております。

また、社会福祉協議会に委託し、万江地区、山田地区を2つに分け、週1回温泉センターで入浴と食事を提供する生きがい対応型デイサービスを実施しております。そのほか、各地区では月2回程度公民館事業が開催されており、健康講座や軽スポーツ、茶話会などが実施されております。今後は公民館事業を地域の憩いの場とできるように支援していきたいと考えております。

平成31年度、令和元年度も山江村介護予防通いの場づくり事業補助金を交付し、地域主体として開催できるよう、運営等にかかる経費の一部を助成していくこととしております。山間地など公民館までは遠くて自分では歩くことができないなど問題もあるため、地域で支える仕組みづくりや様々な課題解決に向け、今後も検討を行っていききたいと考えております。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君） 確かにですね、現在、手の届いたいろんな事業とか活動を行ってもらっております。よく集落等に行ったときに、地区で見守りをされております。ネットワーク、確かにこういう実践もされております。ただ、最後に課長が言いましたように、今回の質問は限界集落、山間の奥地なんですよ。そこに高齢者が暮らしておられるときに、やはり公民館事業等でどれだけそこに目が届くかというのも課題ではないでしょうか。今、JAが金融と買い物支援ばJAと、万江は屋形地区で2カ所でされているというのですが、良いことをなされているなと思いが



らも、まだ皆さんに周知徹底なされていない。あれを村とか商工会とか、あるいは社協とか、うまいこと膨らませて、まあちっと何カ所か行くなれば、この買い物支援等もだんだんと解決していくかなというふうに思います。限界集落に対する対策は、一概にこのようにすればいいという特効薬は今のところ見当たりません。しかし、本村の豊かな水資源と大気を育む森林を誰が守ってきたのでしょうか。本村の大部分の面積をどれほどこの限界集落が支えているのでしょうか。

山間地集落に私はこの間、足を運びました。そして、そこに1人の女性の方が暮らしておられました。お話を聞きました。「町にいる子どもの家に呼ばれて引っ越してしまうと、毎日の仕事ができず、楽しみがなくなり、途端に気持ちや足腰も弱ってしまう。ここにいれば言葉は悪いがええ死に方ができるのです。人がおらんでも安心して生活ができ、自分の暮らしてきたところで一生を終えることができるのは、一番の幸せです」と、骨を埋める覚悟を話されました。個人ではどうしようもできないその部分を行政がどう助け支援していくのか、それが行政の使命のように思えたところです。

先ほど村長も触れましたけれども、本村でこのような自然豊かな山奥の地域、水源の里条例を作って限界集落を支え、他の地域住民や都市住民、学生などと交流し、身近な日常暮らしで困っているところへのボランティア作業の実施とか、昔ながらの地域資源を生かした特産品を開発するとか、健康・医療・福祉等の基盤を整備するなど、今後予見されるであろう限界集落の実態に応じた対策の仕組み、施策によって、そこに住み、暮らし続けられる人々の安全・安心が実現されることを心から願ひまして、一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、1番、本田りか議員より、1. まるおか号について。  
2. 子育て支援について、通告が出ております。

本田りか議員の質問を許します。1番、本田りか議員。

#### 本田りかさんの一般質問

○1番（本田りかさん） 1番、本田りかです。議長のお許しが出ましたので、通告文に従い一般質問をいたします。

1. まるおか号について、2. 子育て支援についての2点の質問をさせていただきます。

まずは、まるおか号についてから質問をいたします。

まるおか号の導入は、交通弱者にとって大変ありがたいシステムだと思っておりますが、利用者の声としまして、人吉市内の停留所を増やしてほしいとの声があり

ます。利用者が目的地に一番近い停留所までまるおか号で行き、そこからわずかな距離であっても、別のタクシーを乗り継いで行かなくてはならないというのが現状です。高齢で、しかも足が不自由な方々は、たったそれだけでも大きな負担となります。それを今後どのようにされる計画でしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、まるおか号についてのご質問でございます。

まるおか号については、過疎地域での公共交通のあり方を検討し、郡市内では他の市町村に先駆けて、平成18年から運行を開始しております。これまで皆様からのご意見、ご要望にこたえるため、ダイヤ改正及び停留所の増設など、地域公共交通会議を開催しまして、路線等の見直しを行ってまいりました。さらに、平成29年にアンケート調査や地域での懇談会などを経て、運行形態を路線不定期運行型から区域運行型へと変更しまして、村内はドアトゥドアで各家庭まで送迎できるようになったところでございます。

また、人吉市内においても要望の多かった病院やショッピングセンターなどの停留所を見直しし、9カ所増設しまして、13カ所としております。また、敷地内まで乗り入れることで便利性を向上させております。さらに、まるおか号といいますと、高齢者の方々が利用される公共交通機関と思われがちでございますけれども、夜間の利用や村外からの観光客の利用も視野に入れまして、高速バスやJR等の連絡調整もしまして運行をいたしております。

ご質問の人吉市内の停留所を増やしてほしいということでございますけれども、運行につきましては、村内が基本で、山田地区は合戦ノ峰まで、それから、万江地区は温泉ほたるまでが運行できる区域でございまして、人吉市内の交通網の利用につきましては、原則として人吉公共交通も計画に影響しないルート及び停留所の設置となっているところでございます。ダイヤ改正や停留所の増設につきましては、人吉公共交通会議に諮り、運輸局の許可を得なければなりません。従いまして、今後につきましては、地域公共交通会議での実情を関係者と協議をしながら、また利用者の方々のご意見をお聞きするため、アンケート等の調査を行い、検討していきたいと思っております。いずれにしましても、本村の地域公共交通がさらに便利性を向上させ、なおかつ、持続可能な公共交通として持続させるためにも、変化する行政のニーズに的確に対応していくことが重要になると思っておりますので、今後対応を検討してまいりたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りか議員。

○1番（本田りかさん） 先ほどアンケートをとると言われましたけど、対象は高齢者限定でしょうか。それとも全村民でしょうか。お聞きします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 現在アンケートの調査を進めております。それも高齢者もしくは全体ということで進めておりますので、全村民の方のですね、意見を聞きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） まるおか号の件については、私のほうからも補足をして説明をさせていただきたいと思えます。

何故まるおか号が発足したのかだけちょっと説明しますけれども、平成17年までは九州産交バスで、山田線、万江線と走っていたわけですね。役場は1,300万円ぐらいの補助金を産交バスに出しております。久保山議員はですね、産交バスにその頃お勤めでしたのでよくご存じだと思いますけれども、ただ、プラス県の補助が幾らかあったわけですね。県の補助が幾らか。ただ、その県の補助が、乗車率1.0人以下はもう出さないとはいはじめます。乗車率1.0、要するに、1回走るときに1人も乗とらんと。バスは、空で走るバスは県の補助を打ち切りますので、万江線が見たら0.7人でした。0.7人、要するに1回降りるときに、1人乗とらんで空っぽで走るといふバスが何回もあったということです。

いよいよ県の補助も含めて、その1,300万円以上の補助をまた産交バスに払わないかんというようなことから、そして、条件が良かったのは、山田線も万江線も行って帰るバスだったんですね。行ってから帰るバスだった。相良とか錦とかのように、相良を通過して五木に行くとか、錦を通過してあさぎり、多良木、湯前に行くとかいふバスじゃなかったもんですから、もう産交バスはやめたと言ったんですね、産交バスをやめた。

じゃあ新しい交通体系というのは、オンデマンド型といいますか、注文型の今あるタクシーに変えた。ただし、時間帯はバスと同じですね、バスのコースよりもずいぶんいろんな所に行くようにしました。今まで行けなかったところにバス停をつくるとかですね、そうやりますと、尾寄崎、多分戸屋のほうも行っておったっじゃなかでしょうかね。そういうこともやりながら、ただし、バスの時刻表にあわせて、時間帯にあわせてバスになるんですね。注文してそれに乗ってから移動するというようなやり方を、10年程度やってきたわけでありまして。

その後も実は人吉もですね、人吉も不便とおっしゃいましたけど、本当は、人吉の地域公共交通会議にかけて、その許可を出してもらわんといかというのがあります。というのは、人吉の民業ですね、タクシー会社とか産交バスとか、いろんな運送業者に圧迫をしちゃいけないというのがあります。基本的にはですね、基本的に

は、山江村は山江村の地域公共交通計画の中でしか動かさせませんので、合戦ノ峰で実は人吉の地域公共交通に乗り換えんといかんというようになってです、原則はです。万江のほうは温泉センターで乗り換えんといかんてなってるんですが、その便宜を人吉の地域公共交通会議にかけて、便宜を図って、人吉市にも民業に、要するにほかの業者に迷惑をかけないところで計画書を設置してきたというような経緯があります。

それがもうずいぶん経ちまして、実は乗車人数がどんどん減ってきたということがあります。のがありますので、見直しを実は平成27年、今から4年前に始めてます。この地域公共交通を変えていくんだということですね。その折に実はアンケートを取っております。そして、各地域の座談会でですね、わざわざそのまるおか号についてという議題でいろんな意見を聞きました。役場としては、地域公共交通会議は法律を決める会議ですけど、法律を決めない別の山江村の公共交通をどうするかという会議がありまして、そこでいろんなことを揉んだわけです。今の形になったというのは、大きな変更点は、今まではバス停のごとく停留所が決まっていたというのが、今回、我が家まで来るようになった。本田議員の家から役場まで来ることは、その時間帯を予約すれば可能になりました。前のまるおか号より、今、90万円ぐらい払いよりもすから、役場はですね。大体2、3割本人が払ってもらおうと、あと7、8割は役場が払ってます、タクシー代はですね。その2、3割を払ってもらって役場が払うお金ですね、役場が払うお金が、今までは45、6万円だったのが90万円ぐらい、倍近く利用者が増えたというのが実態であります。ただ、すべてこれで解決したとは思っておりませんで、先ほど総務課長が言いましたとおりですね、やっぱり見直していかんといかん。この持続可能というのは、変えていくことが持続可能ですから、見直していかんといかんという課題はずっとあります。もちろん年齢構成も変わってきますし利用者の方も変わってきますので、それがちょうど29、30、31経ちましたので、ちょうどアンケートを取ろうと総務課はしておりますし、また、公共交通を考える人の委員会がありますから、その意見をもとに委員会を開きたいと思えます。

これはもちろん先ほど言いましたとおり、議員のちょっとお尋ねですけれども、高齢者の方々にアンケートを取るんじゃなくて、いろんな方々がまるおか号を利用しやすいような形にするということが目的であります。地域公共交通全体の交通として位置づけるということでもありますので、また今回取りながら、また新しい形をつくっていききたいというようなことを考えているところであります。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りか議員。

○1番（本田りかさん） ありがとうございます。

先ほどアンケートを取る予定だと言われましたが、いつごろ、どのようにされますか。それとアンケート実施後、それをどのように生かされますか。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

いつごろアンケートを取られるかということでございますけれども、今、実際事務的に進めておりますので、近々進めていきたいと思っております。

それから、対象のですね、高齢者に限らずに利用者の方とか、地域の方で年齢を別に世代を分けた方にとるかということをやっていききたいと思っております。

それから、その地域公共交通会議ですけれども、そのアンケートを基にしまして、大体山江村の案をとりまして、まず山江村で検討し、その後、人吉市と関係しますので、地域公共通会議へ諮りたいということで、年度内には必ず行うということでやっていきたいと思っております。まずはアンケート調査の結果をとるということで進めていきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りか議員。

○1番（本田りかさん） 交通弱者の声を生かした取り組みを期待します。

次に、昨年12月に閣議決定され、10月から実施される幼児教育保育無償化について質問させていただきます。

内容としまして、幼稚園や保育所に通う3歳から5歳のすべての子どもと、保育所に通う0歳から2歳の住民税非課税世帯の子どもについて、利用料を無料にするとなっておりますが、山江村での対応はどのようになっていますか。また、対象人員はどのくらいで、それに伴う村の負担はどのくらい増えますか、お聞かせください。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それではお答えいたします。

本村では一部県の事業を受けまして、第3子以降にかかる幼児教育、保育の無償化、保育料の無償化を行っておりますが、10月から、3歳から5歳の保育料等につきましては無償化、2歳児につきましては、住民税非課税世帯を対象として無償化の拡大を実施すると国から示されており、その実施に向けて準備作業を行っております。

対象人員でありますけれども、10月1日で対象人数は変わりますが、4月1日現在の人数で申しますと、対象人数は106名が対象となります。保育園、認定こども園につきましては、幼児教育保育の無償化となります。この保育料等につきましては、国が定めている保育料徴収基準額をそのまま適用すると保護者の負担が大

きいことから、各市町村の実際の保育料は国基準を超えない設定をされており、国基準との差額につきましては、市町村が負担している状況であります。

本村においてもほかの近隣市町村と同様に、世帯の所得や児童の年齢に応じて、保育料等を国基準よりも低く設定しており、国基準に対する保護者全体の負担している保育料等の割合は、県の事業で無償化になっている世帯もあり、一概に言えませんが、平成31年度の現行ベースで見ますと、歳入におきまして、本村の保護者からの保育料等の徴収額、保護者が負担している割合は、国基準額の約37%徴収予定となっております、残りの63%が村で負担しております。

また、歳出、施設運営費、園に支払うお金でみますと、令和元年度の村負担分の概算見込み額は、約6,800万円となります。これを無償化による改正で算定してみますと、村の負担の概算見込みは約5,900万円となり、現段階では、今年度は約900万円程度村の負担が減ることとなります。今回3歳以上の保育料等が無償化となりますが、保育料等を国基準より低く設定している本村におきましては、今般の無償化によりそれまで村が独自で負担していた部分に、国・県の負担が入ることで、その部分にかかる村の財政負担が軽くなると思われまます。幼児教育保育の無償化につきましては、国の施策として、全国一律で行うものでありまして、必要な財源措置を国の責任において行い、今まで以上に市町村に負担が生じることがないように、必要な財源措置につきましては、国へ要望してまいりたいと思っております。

保育料等につきましては、わかり次第対応を行い、保護者の方には通知を行い、村の予算につきましては、補正で対応させていただきたいと考えております。幼児教育保育無償化につきましては、円滑な実施に向けてしっかりと準備を進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りか議員。

○1番（本田りかさん） 村の負担は減るというお話でしたが、この無償化に伴い、給食費や行事費などの経費は無償化の対象ではないということです。山江村ではどうでしょう。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

食材料費の取り扱いにつきましては、これまでも基本的に園からの徴収、または保育料の一部として保護者から負担してきたことから、今回の幼児教育無償化にあっても、食材料費につきましては、今のところ無償化の対象にならないということで国が定めております。これは、食材料費につきましては、在宅で子ども子育て

をする場合でも生じる費用でもあり、保護者が負担することが原則であることから、10月以降、3歳から5歳の保育料等は無償化になりますが、主食費、これ、ご飯になります。副食費、これおかずになります。については、今後、施設による実費徴収を基本とすることが決定されております。

現在、山江村においては、主食費、ご飯につきましては、各保護者が保育園に持参、副食費、おかずにつきましては、保育料等の一部として負担していただいております。現在、国の制度で保育料等が無償である世帯につきましては、引き続き副食費の免除を継続すると説明会では聞いております。

食材料費の取り扱いにつきましては、村内の認定こども園、保育園だけの問題ではなく、村外の保育園等に預けられている保護者の方もいらっしゃいますので、本村だけの問題ではなく、広域的に考えなければならないことだと考えております。この件にいたしましても、関係施設と協議、検討を行いながら対応を行い、保護者の方には、村及び施設、県から周知を図っていきたいと思っております。

先ほども申し上げさせていただきましたが、保育料の無償化につきましては、円滑な実施に向けてしっかりと準備を進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りか議員。

○1番（本田りかさん） 厚労省の調べですけど、昨年の出生率が1.42と過去最少となりました。今後も子育て支援に力を入れていただくことを期待しております。

これで終わります。

○議長（中竹耕一郎君） では、お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時10分といたします。

-----○-----

休憩 午後0時01分

再開 午後1時08分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、7番、立道徹議員より、1. 梅雨（台風）時期に対する防災対策について。2. 村民による美化作業について。3. 村道（県道）の除草作業について。4. 村有地の有効活用について。5. 水道管の布設替え工事について通告がでております。

立道徹議員の質問を許します。7番、立道徹議員。

#### 立道徹君の一般質問

○7番（立道 徹君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、7番議員、立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

これから、梅雨また台風時期を迎えてきます。このことに対して、防災対策について4点ほど質問いたします。

まず、関係市町村とのですね、情報共有、新体制運用も開始され、人吉下球磨地区においては、近隣の市町村との情報を確実に収集することができるようになりました。また当村においてもですね、各災害現場から本部への情報も確実にわかるようになると思います。

そこでまず1点目はですね、災害情報の伝達について答弁を求めたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、災害情報の伝達ということでございますけれども、これにつきましては、例年開催しております山江村防災連絡会議で、その中で、山江村地域防災計画に基づきまして、災害が発生しやすい、または発生の恐れがある場合において、生命または身体を災害から保護し、危険な状態にある住民を安全な場所に避難させるため、相互に連携、協調し、避難迅速かつ安全な措置を行うとして伝達方法を確立しております。

その伝達手段でございますけれども、地域への連絡としまして、防災行政無線、それからケーブルテレビ、IP告知端末、県防災メールLアラート、ホームページ、SNS、広報車などを利用しております。それから、県との通信手段としましては、熊本県防災行政ネットワーク、災害時優先電話固定2回線、携帯電話2回線を確保しておるところでございます。

このほか、大規模災害等による避難所開設におきましては、避難された方々が速やかに通信手段の確保ができるよう、NTT西日本熊本支店と協力をし、山江村の避難箇所、17カ所のうち8カ所に特設公衆電話回線を整備しまして、今後も順次回線工事をする計画でございます。さらに本年度におきましては、IP無線、ボイス packets 電話でございますけれども、導入もしております、消防署、役場、消防団、近隣の市町村とも通信ができるよう体制を確立したところでございます。

以上、多様な通信手段を確保しまして、災害時のつながりやすい通信手段を確保しているところでございます。



○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹議員。

○7番（立道 徹君） 今年はちょっと空梅雨みたいですけど、災害がないことをお祈りいたしたいと思います。

2点目がですね、危険箇所の点検及び周知徹底についてでございますけど、昨年のですね、台風24号によって道路河川への倒木があり、通行に支障をきたしました。道路においてはですね、県道の場合は、県の道路維持管理の委託業者によって対応しますが、河川への倒木の処理についてが問題であろうと思います。この質問はですね、先の3月定例会においても森田、元谷口議員からもありました。

そのときの答弁で、この木の持ち主ですね、地権者が対応するようなお答えがありました。その地権者にはですね、その旨撤去するように指導されたのか、お尋ねします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） まず、山江村全体の危険箇所の点検及び周知ということで、私のほうからまずは答弁したいと思います。

地域の危険箇所につきましては、地域住民自ら認識をしてもらうことから、平成27年度から各地区におきまして地域防災マップを作成していただいております。地域の方々が共有することで、危険箇所、避難所、連絡経路の確認、消防水利消防詰め所の位置、また、過酷に災害があった箇所等の点検なども確認していただきまして、避難所までのルートや移動手手段の検討、さらには避難行動の要支援者の把握も行っているところでございます。

このように地域の点検や危険箇所を確認し、避難ルート等の検討を行い、緊急時の行動について情報を共有することで、共通認識を持ち、周知の徹底を図っているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

山江村では、道路部分を中心にパトロールの業務委託を行っております。こちらにつきましては、定期的に点検を行い、報告のほうをお願いしております。また、道路の危険箇所があった際にはですね、簡易的なところであれば委託業者に修復等もお願いをしております。河川につきましても道路パトロールの際に危険箇所を発見した場合には、報告のほうをお願いしているところです。

周知につきましては、先日の開催されました山江村防災連絡会議において、危険箇所への交通規制や災害箇所の応急・復旧作業について周知を行っております。

ご質問がありました倒木に対する対応でございますが、議員申されましたとおり、3月の定例議会のほうでご回答しました、所有者による倒木の処理をお願いし

ているところです。その後の対応としましては、直接的には指導はしておりませんが、5月に開催しました村政懇談会において、所有者による倒木の処理をお願い、周知したところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹議員。

○7番（立道 徹君） もう一つ、予算がですね、相当かかるので、河川管理者を含め国・県へ大きな課題として要望してみたい。また、いろいろな方法で検討させていただくと村長は答弁されました。梅雨も近づいてきております、どのようになったか村長の答弁もお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） ご指名でありました。その後の対応ということでありましてけれども、基本的には変わっておりません。要するに所有者によるその倒木等の撤去という部分についてはですね、その持ち主の方でその処理をするというのは、原則的にそうっておりますので、引き続きそれをお願いしたいということでありまして。

その道路に対する倒木、また河川に倒木があるのを処理してくれという意見が、座談会でも多数でたところでありまして。同じような回答をしておるところでありますけれども、あとの、今ですね、その前に、今、道路の除草作業、それから、かぶり木の作業費、撤去作業ですね、これが1,000万円超えました。役場の単独予算であります、これも、1,200万円を超えたと思っておりますけれども、これがもうそれで落ち着くのであればいいんですが、どんどん増えていくであろうということが予測されております。

午前中、限界集落の問題も議論させてもらったということでありましてけれども、作業する人もだんだんできなくなってくるということでありまして。それをどういうふうにですね、将来にわたって対応していくかということについては、今回、新たな過疎対策法の制定に関する意見書、議員のほうからも森田議員、また立道議員からも出されているところでありまして。過疎法は起債でありますけれども、令和3年3月末で今の過疎法が終わりまして、令和4年から新しい過疎法が時限立法であります。また、国会議員の議員立法でもありますけれども制定されます。それに伴っていろいろな意見をその過疎の地域から徴収するということになっております。

従いまして、議員におかれましては、この意見書を出してもらおうということでもありますし、そういう発言の場もありますし、私も今回、県の町村会の評議員に就任させていただきましたので、そういう地方におけるそのいろんな倒木、また河川におけるその倒木ですね、道路もそうありますが、問題が、かぶり木、除草も含めてですね、たいへん過疎の自治体の財政を悪化させていきつつあるというようなこ

とを発言させてもらいたいと思います。

従いまして、新しくできる過疎法の中です、過疎法は起債であります、7割は、例えば1,000万円かかるのを700万円を国が交付税で返すという措置でありますので、ずいぶん財政的にも助かるということもありますので、そういう発言をしていきたいと思っております。もちろん、その1,200万円ありますので、緊急的なところについては、土地所有者の許可を得ながら対応していくという姿勢は今も変わっておりませんので、申し加えさせていただきます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹議員。

○7番（立道 徹君） 村長の答弁のとおり、今後ですね、道路の維持管理、またそういう風倒木、また、かぶり木等は相当な費用がかかると思います。これは大きな問題だと思いますので、今後ともですね、私たちがやっぱり考えていくべきであると思います。

3点目はですね、住民、行政の役割の認識についてお尋ねします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それではお答えいたします。

住民、行政、それぞれの役割の認識でございますけれども、まず、住民においては、地域住民の隣保共同の推進と連帯感に基づく防災意識の整備、充実を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全を確保するということから、本村においては、全16地区において自主防災組織を編成しております。区長さんを中心としまして、先ほども述べましたけれども、地域防災マップ等を作成しまして、地域の身近な情報を取り入れ、訓練などを行い、防災に関する役割の認識を図っているところでございます。

行政の対応としましては、災害発生時及び災害の恐れがある場合において、山江村災害対策本部設置運営マニュアルに基づきまして、第1次体制から4次体制の参集基準によりまして、風水害等の状況により配備基準の体制をとるように確認しております。

また、山江村防災対策本部の組織及び編成についても、設置基準の警戒レベル1からレベル4相当の発令基準においても、同様に職員の参集基準が設定されまして、組織の再編成により対応する業務、役割が明確化されております。行動体制が確立されておりますので、それぞれの役割は確立されていると思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹議員。

○7番（立道 徹君） いろいろですね、各地区において自主防災対策をされているということでございますけど、これは4点の避難対策にもかかわってきますけど、特

にですね、高齢者の方、また車の運転ができない方の避難ですね、このことは各地区において避難計画その作成、自主防災対策にかかわることでしょうけども、もうちょっと煮詰めた、AさんはBさんが車で迎えに行き、避難所まで送るような、具体的な計画を作成し、実行していくことが今後の重要なことであると思いますので、行政からはですね、このようなもうちょっと深く入った指導はされているかどうか、お伺いしたいと思いますけど。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 行政区の中に入った指導ということでございますけれども、実際、各地区でも訓練等も行っております。その際、総務課からも出向いておりますし、各消防団等も出向いております。実際訓練にあたって支障がきたしていることがございますので、今回、自主防災組織もですね、改めてやり直したほうが、地域に実情にあった連絡網をとってくれるよということ、区長さんにも話をしておりますので、実際身近にあった、直接関係するような連絡網でとってくださいということで、指導はしているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹議員。

○7番（立道 徹君） それからですね、熊本地震後ですけど、防災士の方がたくさん免許を取られて頑張っておられますけど、防災士が作った3日間生き抜くための39種類ですか、44点セットという防災グッズを用意しておくことが言われております。つまり避難所では、避難所に行けばですね、すべてのものがあるからというような安易な気持ちでですね、避難される方もおられると思いますけど、しかし、自分の命はですね、自分で守るという基本的な考えを持つことがとても重要だと思います。行政からはですね、そのような防災グッズなどの準備などですね、村民へのアドバイスとはやっておられるか、そのへんお尋ねしたいと思いますけど。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 直接的な指導はしておりませんが、防災連絡会議でも区長さんのほうには話をしております。それから、役場の方にもですね、物資等も備蓄しておりますので、そういう対応、それぞれですね、困ったことがありましたら連絡をください。備蓄等もですね、不足したら連絡をとということも言っておりますので、それぞれその対応に基づいた、こちらのほうも検討をしていきたいと思っていますところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹議員。

○7番（立道 徹君） 何事にもですね、避難所に避難される方がないような、本当自然災害がないことを祈ります。

次の質問に入ります。まず、2の村民による美化作業と3の村道県道の除草作業についてであります。これは両方を一緒に聞きたいと思えます。

毎年ですね、6月の第1日曜日に、熊本県民環境美化行動の日で、当村においても美化作業として、各地区において道路の除草作業、ごみ拾い等を行っております。除草作業が主になっているわけですが、特に山間部はですね、高齢化も進んで、除草範囲も広くなり、草払い等ができない状況であります。そこで地域の実情に見合った方法はないか。

それともう一点がですね、先ほどもありましたけど、村道においてはですね、維持管理除草作業業務委託にて作業があつているわけですが、作業の基準は概ね路肩2m、法面が2mですか、除草延長は44.8キロで、除草回数によって総延長が91.4キロとなっております。最近はですね、木の枝、竹等がですね、道路上に張り出している状況で、個人での作業はとても厳しいと思えます。

昔はですね、万江地区、県道もですけど、スクールバスの中学生在がたくさんいましたので、保護者にて村道、県道も高所作業車を利用して伐採作業があつていました。最近はですね、通学生も少なく、やれない状況であります。スクールバス運行も安全面からですね、大変危険な状況じゃないかと思えます。

そこでですね、3年に一度ぐらひは、金が1,000万円以上超すということですが、予算を増やして、そういう木の枝とか、竹等の伐採にも経費を増やしていくとはできないか、この2点について答弁を求めたいと思えます。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

まず、村民による美化作業についてですが、日ごろより地域住民の皆様、また村内事業所におきましては、村内の環境美化に努めていただき誠にありがとうございます。また、多くの地区では、6月に熊本の環境月間に併せて、6月2日には環境美化行動の日として、地区内、また道路の持続作業、清掃作業を行っていただいております。おかげさまをもちまして、村内を走る県道、村道につきましても、地域住民、また道路利用者の安全の確保につながっているかと思っております。併せて感謝申し上げます。

今回ご質問がありました、地域によって高齢化が進み、実施困難な地域が出てきているということですが、地域によっては高齢化、人口減少に伴い、今まで行ってきた環境美化の区域を維持できないところがあるかと思えますが、美化作業につきましても、地域の実情にあわせつつ、熊本県環境月間の取り組み目標でもあります身近な環境を意識し、自らの生活を見直し、行動する契機にする機会でもございますので、県道、村道を含め、地域の環境美化へのご理解、ご協力を引き続き

きお願いできればと思っております。

2点目の、村道、県道除草作業についてですが、道路上に伸びております草木から、道路利用者の安全を確保するために、山江村では毎年、村道の維持管理の一つとして除草作業の委託を行っております。道路交通上、支障となるその委託中で、道路交通上、支障となる草木の除去に務めているところです。

村が管理する村道につきましては、184路線中50路線を除草作業の委託を行っている状況で、近年、除草作業を行う路線の数及び延長が、年々増加傾向にあります。また、歩道や車道に張り出した樹木の伐採等も増えている状態です。そのため、道路の維持管理に係る経費につきましては、先ほど村長が申されたとおり年々増加傾向にあり、平成29年度以降は、約1,200万円の経費を投入し、除草作業や支障木の伐採に対応しているところです。

今回、ご質問ですが、道路上に張り出した木の枝、竹の伐採について、個人での作業が厳しいということですが、基本的には樹木の倒木等が原因で、歩行者や自動車等に損害が発生した場合は、樹木の所有者が被害者から管理責任が問われることとなっておりますので、所有者による適切な管理をお願いいたします。

また、支障木の伐採も含めた除草作業の予算の上乗せの件でございますが、個人の財産に公費を投入することとなりかねませんので、現在のところ、今後もですね、慎重に協議を進めていきたいと思っております。また、除草作業に係る経費につきましては、現在、村単独の予算で対応しているところでございますが、毎年大きな財源負担となっております。このことに関しては、山江村のみならず全国的な課題でございますので、村長が申されましたとおり、国に対しても何らかの財政措置ができないか、要望を引き続き続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹議員。

○7番（立道 徹君） 特にですね、山江村は県道坂本人吉線、相良人吉線と2路線がありますけど、特にですね、万江地区のほうが、やはりやかぶり木とか竹等がですね、木の枝等が道路上に張り出している状況でございます。県のほうは道路維持管理で各業者がですね、県のほうから指示があったらやるんですけど、やはりスクールバス関係がですね、県道を通りますので、そのへんスクールバスの運転手さんからは、何かそういう要望かなんかはございませんか。木の枝があるとか何か、邪魔になるとか。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） スクールバスですけども、県道を走行いたします。途中やはりですね、今おっしゃいましたとおり、かぶり木とかですね、木の大きな木が出

てきたりとかということではございました。ただ、その件につきましては、そのときに対応いたしておりますので、その後については特に今のところ要望はあっておりません。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹議員。

○7番（立道 徹君） やはり県道ですので、これは県のほうも一緒でしょうけど、やっぱり予算の関係でですね、指示がきたら業者は切るということですけど、そのへんですね、県への予算の要望もお願いしたいと思います。

では、続きまして次の質問に入りたいと思います。

まず、村有地ですね、屋形地区にあります、まだ7分団の建物が建っていますが、跡地また診療所ですね、跡地について、今後どのような有効活用を考えておられるか、答弁を求めたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） ご質問の第7分団詰所及び診療所跡でございますけれども、いずれも村が管理する村有地でございます。ご承知のとおり、現在の7分団詰所は、約10年ほど前に現在の位置に建設されました。当時旧詰所は消防の備品等も格納しており、分団の倉庫として併用して使用しておりましたが、現在は利用しておらず、空き家状態になっております。

今後ということですが、土地については村有地ということで村が管理するものでございますが、建物については詳しくちょっと調べておりませんが、当時恐らく地元の後援会及び7分団で建設されたとも思われますので、建物の所有については、地元及び7分団の管理かと思えます。また、空き家となっておりますので、倒壊の恐れがあり、危険家屋となる可能性がありますので、今後は地元の判断になるかと思えます。

本村としましても、建物の処分について協議があれば、対応を検討をしたいと思っておりますのでございまして、今後のところの活用については、考えていないところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹議員。

○7番（立道 徹君） ということは7分団と総務課の方の話し合いということにより、詳しくお願いいたします。

続きまして、最後の質問になりますけど、水道管の布設替え工事についてです。万江地区ですね、水道管、もうそろそろ耐用年数がきていると思います。今後、布設替えは考えているか、答弁を求めたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

山江村では、村民の安心・安全、また安定的な飲料水の供給のために、簡易水道事業に取り組んでいるところです。区域としましては、山田地区が1区から10区、11、12区の一部、また、万江地区におきましては、13区、14区、15区の一部を対象に事業を行っております。

山江村の簡易水道事業でございますが、当初、山田地区簡易水道として、昭和57年4月1日から供給を開始しているようです。その際に山田地区の管路の整備が行われております。平成18年からの5カ年計画では、丸岡公園近くに山江中央地区浄水施設を整備した際に、山田地区の管路の布設替えを行っております。その際に耐震化も取り組んでおります。

万江地区の水道施設につきましては、平成7年度に山田地区簡易水道から山江中央地区簡易水道と名称変更した際に、万江地区への区域の拡張を行い、管路の整備行っております。また、平成15年度には、屋形地区への区域の拡張が行われており、当地区の管路布設の際には耐震化も行っております。今回ご質問がありました万江地区の水道管布設替え時期についてでございますが、現在使用しております万江地区の管路は、先に述べましたとおり、万江地区の区域拡張をした平成7年に整備を行われております。管種につきましては、塩化ビニール管を使用しており、耐用年数としましては約30年前後と伺っております。年数的には今後更新の時期を迎えることとなりますが、万江地区の耐震化に向けた水道管の布設替え需要につきましては、概算ではございますが、約9億円の事業費を試算しております。よって、山江村の財政状況も踏まえ、計画的な事業の推進が必要となりますので、現在のところ布設替えの時期については検討中でございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹議員。

○7番（立道 徹君） この水道工事に関しては、国の補助とか何かはあるんですね、お尋ねします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

補助等につきましては、国の生活基盤整備等の補助金等があります。整備する際には、そういった補助金等も活用しながら、事業のほうを進めたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹議員。

○7番（立道 徹君） いろいろですね、維持管理が大変でございます。やはり無駄遣いというか、やはり今後の将来のためにですね、経費がかからないような工面をす



るのもまた一つの方法であると思えますけど、必ず必要な経費はですね、やはり貯蓄というか、財政調整基金等で検討しながら、やっぱり蓄積していかんと大変なことになると思えますので、そのへんよろしく願います。

以上で、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、8番、西孝恒議員より、1. 学校給食食材の地産地消について。2. 登下校時の子どもの安全対策について。3. 消火器の薬剤詰替えについて。4. 空き家対策状況について、通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。8番、西孝恒議員。

#### 西孝恒君の一般質問

○8番（西 孝恒君） 8番議員、西です。議長のお許しが出ましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。よろしく願います。

今回通告いたしております質問内容は、1. 学校給食食材の地産地消について。2. 登下校時の子どもの安全対策について。3. 消火器の薬剤詰替えについて。4. 空き家対策状況についての4点としていますが、通告後に内容が重なりました点や、最近の質問と同様な内容もありますので、そのような点は割愛させていただきたいと思えます。

まず1点目の、学校給食食材の地産地消についてであります。

平成26年10月より、学校給食の無料化が実施されていますが、そのねらいとして、地産地消による安全・安心な農産物の提供、そして農家所得の向上、そして、学校では健全な食生活の重要性から、食育推進に取り組まれているところと思います。食育の大切さは子どもはもちろんですが、大人になってからも重要なことでもあります。そのような様々な学校給食の役割から、本村の学校における食育教育の取り組みの状況をお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何より食が重要であり、子どもたちに対する食育は、心身の成長を及び人格形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となるというふうに考えております。村内の小学校につきましては、各学校とも教育目標に食育の推進を掲げ、健康な体の育成に努めているところでございます。

具体的に申しますと、山田小学校では、食生活についての知的関心を深める指導、給食の準備や後始末の指導、早寝・早起き、朝ご飯の徹底、アレルギーのある

子どもへの安全管理の徹底。万江小学校では、教科書における食に関する指導や給食時間における楽しい給食、正しい食事のマナー育成の指導、早寝・早起き、朝ご飯の家庭への啓発。山江中学校では、地域との食を通じた連携、給食自校方式を生かした食育の推進を、実践目標として取り組んでいるところでございます。

また、学校における食育の場といたしまして大きな効果が期待できますのは、給食の時間だろうと考えております。各学校とも給食調理場を有し、温かくてアイデアあふれるメニューが豊富で、子どもたちはおいしくいただいております、次の三つの視点から食育を推進しております。

一つ目は、毎日料理に従事する働く姿に触れながら、温かくておいしい給食をいただくことで、食に対する感謝の気持ちを育む、「調理者の顔が見える給食」。二つ目は、各学校とも地元の食材を生かした給食を作っており、給食の時間には、生産者と一緒に会食するなど、地元ならではの食材や働く人々の思いに触れながら、給食時間を過ごす「地元の食材を生かした生産者の顔が見える給食」。三つ目は、これまでの地産地消の取り組みを中心に据え、安心・安全かつ生産者の努力、食に関する感謝の念を育む事業を実施いたします、「地産地消を中心に据えた栄養教諭による食育の事業」の三つでございます。

この取り組みを通して、児童・生徒たちは山江村ならではの食材の良さを知り、調理者や生産者の思いや、願いを共感しながら、食育の学習を通じて、郷土愛や地元への感謝などを学んでいるところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒議員。

○8番（西 孝恒君） 何よりですね、生涯にわたって健全な育成の基礎でもあるようですね。今、3点ほど取り組みをあげていただきました。食育基本法の制定後に学校給食法が改正されまして、学校における食育の推進が目的として位置づけられているようですから、その子どもの心身の健康を養うだけでなく、食文化や食材をめぐる環境についても、学校給食の中で学ぶ役割があるかと思えます。

給食は学校にてありますが、朝ご飯については、先ほども少しありましたが、各家庭における食事でありますので、児童・生徒への朝ご飯について、特に教育されておられることがありましたらお願いします。先ほど少しお話が出ましたけれども、ありましたらお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

朝ご飯はですね、脳の働きを活発にし、集中力や記憶力が高まり、疲労感が少ないなど重要な効果があると考えております。朝ご飯を抜いてですね、学校へ登校しますと、脳のエネルギーが不足してイライラや集中力が低下し、勉強が捗らなくな

るなど、脳の働きや精神面など悪影響を及ぼすと考えております。

そこで、本村の学校教育の中での取り組みとしまして、先ほども申し上げましたが、朝ご飯の徹底や家庭への啓発など、食育推進部の実践目標の中に掲げですね、進めているところでございます。また、保健指導の中でも朝食調査及び食に関するアンケート調査の実施、それから、朝食習慣のチェック、朝食キャンペーンの標語募集などを実践しているところでございます。

それから、平成30年度にですね、全国学力学習状況調査時に行われましたアンケート調査の中に、朝食を毎日食べていますかという問いがございました。その結果としましては、小学校で94.3%、村内の小学校です。それから、中学校では93.9%とですね、児童・生徒が毎日食べていると回答しております。毎日朝御飯を食べていると回答しております。この調査結果を見ましても、学校及び家庭における食育推進の取り組みの成果が出ているのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒議員。

○8番（西 孝恒君） ご答弁の中にもありましたけれども、食生活と健康は深く関係しているということで、先ほどありました朝ご飯をですね、ちんと食べることが非常に大事であるということが調査の結果でもあるようです。本村でも先ほどのですね、早寝・早起き、朝ご飯と言われていましたように、朝ご飯は直接生きる力につながりますし、また、先ほどの学力調査、体力テストなどもですね、毎日朝食を食べる子どもほど良い結果が出ているということであるようです。

次の質問で、食材の地産地消について通告いたしていましたが、本日、最初に中村議員よりの質問と重なりましたので、割愛させていただきます。

次に、コーディネーターの役割と現在の現状についてであります。現在の状況についてであります。

本村では、学校給食の無料化に伴う学校給食地産地消の推進状況が、広報やまえでは平成29年の5月号からと思いますが、品目数にみる地場産率の推移が、月ごとにグラフでわかるようになっていまして、現在もグラフは続いています。その状況は特に変わらないような気がします。システムを活用した学校給食用食材の提供のために、学校給食コーディネーターや地産地消推進員を設置して、農産物の集荷・受注体制を構築する方針とのこととありますので、重要なコーディネーターの役割と思いますが、改めて、コーディネーターの役割と現在の状況についてお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

地産地消コーディネーターは、国の農村活性化支援事業補助金を活用し、平成28年度より事業者へ委託をしてその業務を行っております。コーディネーターの役割はということですが、山江村の学校給食における地産地消の推進のため、全般的な仕組みをサポートしながら、顔の見える安心・安全な食材の提供及び農家所得の向上を図るため、村内の生産者等から農林産物等を集荷し、学校等へ納品するなどが業務であります。また、この集荷、運搬及び学校と生産者の調整に関する業務や、学校給食で利用される食材の種別及び使用量を把握し、村内自給率の向上に資する調査とその報告が役割でございます。

現在の状況はということですが、農家と学校給食側の情報の連携、共有しながら、村内野菜等の集配と給食室への配送、月1回開催しております学校給食委員会議での村内産食材の提案や、新たな生産者への食材の生産依頼など、1年間を通じて食材提供を確保するような業務を行っております。

先ほど言われましたように、平成29年5月号より、広報やまえにて、学校給食食材の自給率の推移を記事とした記事を毎月記載しております。当初は重量ベースということでしたので、野菜等山江村で栽培され納入をされたものということですが、給食調理等で使われる全品目、魚介類・肉類・乳類などですね、山江村で生産ができないものは除いておりましたけども、かかる自給率で計算をしておりましたので、自給率が約42%でありました。

しかし、平成30年11月から記載しております自給率は、今、先ほど申しました魚介類。肉類・乳類なども含め、給食に使われる調味料等も入れております。全使用品目に対する自給率へと計算式を変更しておりますので、現在は約16%前後で毎月推移をしているような状況でございます。

品目に対します地場産の食材納入を増やすためにも、給食の食材となる作物等を、家庭菜園等で栽培される方もおられます。学校給食の食材として、提供までにはいたっていない農家の方もまだまだ多くおられると思います。給食に使用する作物の栽培依頼など、地産地消推進員からの情報共有や、コーディネーターによる協力農家をまわり、増やしていくことになれば、目標としております地産地消率の30%に近づくものであるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒議員。

○8番（西 孝恒君） コーディネーターの役割、村内学校へですね、地産地消で農産品を納品する。安定して納品するという、非常に重要な役割かと思えます。現在は確かに16%ぐらいということで、一応グラフを私も見せておりますが、そのくらいになっておりました。

ところで、コーディネーターについてなんですけども、一応ちょっと話ではですね、コーディネーター交代されたということも聞きましたけれども、その点について把握されておられましたらですね、その交代、重要なことなんですけど交代理由とか、募集されてその結果がありましたらお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

先ほど答弁をしましたとおり、平成28年5月にコーディネーター業務委託先の事業所を募集しまして、その後、契約を結び、7月より学校給食地産地消コーディネーターの業務が始まっております。業務開始当初の事業者とは、平成28年7月から今年の3月30日までの業務委託でありました。安心・安全な食材の提供等にご尽力いただいたところでございます。

今年の2月ごろにですね、先ほど申しました事業者側のほうから、本業の業務量がですね、増加をしたということでございまして、今後のコーディネーター業務に支障が出るというような判断があられたということでございまして、契約解除の申し出のほうがっております。

その後を受けまして、村のほうでは、村内のほうにですね、再度コーディネーターの募集を行っておりまして、推薦回答を行いながらですね、決定をしたところでございます。今年4月より新しい事業者と契約を結び直し、事業継続をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒議員。

○8番（西 孝恒君） この状況としては一応私も把握できました。学校給食をなるべくですね、地産地消による安定した通年供給体制を維持するということは、自給率のグラフを見ましても難しい状況のようではありますが、地場産率をですね、今後48%まで引き上げるとことを目指すということでありますので、今後の上昇を願うところであります。

次に、通告していましたが給食食材の地産地消の今後の見込みにつきましては、これも先ほど中村議員より関係質問がありましたので、割愛させていただきます。

次に、2番目の登下校時の子どもの安全対策についてなんですけども、これは先月5月に川崎市で起きました殺傷事件を受けての質問、受けてのことなんですけど、ほかにも子どもが命を失う、あるいは負傷する交通事故が全国では後を絶たない状況で、最近では、滋賀県大津市の交差点で、信号待ちしていた保育園児の列に車が突っ込み、園児ら16人死傷した事故や、また、千葉県の公園で遊んでいた園児の近くに車が突っ込む事故も発生するなどからですね、安全対策も改めて考える必要が

あるようです。

これらの事故も先月の5月でありますし、先ほどの川崎市の事件もそれから10日後ぐらいであります。子どもを取り巻く事故、事件は、最近想像を絶するような状況のようであります。本村でも川崎市の事件を受けての会議や、対応されましたことがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えいたします。

子どもたちの登下校の安全対策につきましては、日ごろより教育委員会、それから学校、及び地域をあげて、子どもたちの命を守ることをですね、最優先として取り組んでいるところでございます。

また昨年、9月の議員の質問の際にもお答えいたしましたように、通学路の安全対策につきましては、山江村交通安全プログラムに基づきまして、学校、教育委員会、それから建設課等でですね、随時点検を行いながら、子どもたちの安全確保に努めているところでございます。

しかし、先ほど申されましたように、今回、川崎市でスクールバスを待つ児童たちが男に襲われまして、見守りをしておられた保護者を含め、子どもたちの命が奪われるという大変痛ましい事件が発生いたしました。ほかにも子どもたちが犠牲になる事件が全国で起きております。今回の事件を受けて、改めて山江村の子どもたちの大切な命を守っていかねばと、意を強く持ったところでございます。

そこで、教育委員会といたしましては、文部科学省、県教育委員会の通達を受けまして、すぐ学校に通知を流し、通学路の危険箇所の点検、それからスクールバス亭の停留所ですね、安全確認、それから地域への登下校の見守り要請、それから登下校防犯プラン及びマニュアルの再確認をお願いしたところであります。

そして教育委員会でも各バス停の安全確認を行うとともに、村内のですね、校長先生方で全通学路をまわっていただきまして、安全点検をしていただいたところでございます。さらに村内には、子ども防犯ボランティア19名の方がいらっしゃいますので、その方々にもですね、見守りの強化を学校を通じてお願いをしているところでございます。

それから、山江村駐在所にも子どもたちの登下校時間帯の見守りをお願いして、今、巡回をですね、していただいているということでございます。いずれにしましてもこういう事件が多発する現在、学校だけでですね、子どもたちの登下校の安全を確保するのは非常に難しい現状がございます。今こそですね、地域の力が不可欠であると考えておりますので、ぜひ村民あげて子どもたちの大切な命を守る気持ちを持っていただきまして、ご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒議員。

○8番（西 孝恒君） 今、ご答弁でもありましたが、本村でもですね、学校地域をあげて取り組んでいるということで、また通学路もですね、改めて点検をしていくということでありました。川崎市のその事件を受けて、全国各地でもですね、登下校の児童見守り活動が行われているということでもあります。警察では、見守りを通じて児童や保護者の不安を和らげたいとしていることのようにあります。また、本村でもですね、ご答弁のように予防防犯活動などに取り組まれておるようですが、これまでの活動に加えて大事なことと思います。

次に、通告しておりました通学路のその要対策箇所ということで、これもちょっとお話になりましたけれど、以前これ9月にですね、質問いたしましてから、まだ時間的に必要かと思しますので、一応割愛させていただきます。

次に、児童・生徒のランドセルやかばんが重くなっているのではと聞きますが、実際にはやはり内容が増えているのでしょうか。全国的に重くなっている様子ですけども、毎日どうしても持参して往復しなければならない学用品もあると思いますが、荷物が重くなりますと、通学に過度な負担がかかったり、健康面や安全面からもスムーズで軽快な動きができなかったりということもあると思います。そのへんの配慮や指導ができましたらと思うところでもあります。

そこで、文科省ではですね、置き勉というか、学校に荷物を少し置くというようなことなんですけれども、置き勉を認めるよう教育委員会へ通知の方針もあるようですが、本校を3校のですね、荷物の状況とか、それから、教育委員会におきましてはですね、置き勉についてはどのようにお考えでしょうか。その2点についてお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えしたいと思います。児童・生徒の携行品の重さや量につきましての配慮につきましては、小中学校のですね、授業時数の増加に伴いまして教科書のページ数が増えております。それに伴いまして、教科書が従来より分厚くなり、10年前と比べますと3割ほど増えている現状がございます。

あるランドセルメーカーの調査では、小学生は6キロの重さのランドセルを背負って通学しており、首などに痛みを訴える子どもも出てきているというような結果報告がなされております。

そこで、本村の子どもたちの学校のことをちょっと調べてみましたが、個人差、それから曜日の授業によって違いはございます。しかしですね、平均をちょっととってみましたが、小学校でかばんの重さだけ測りますと1.5キロ、それから、教科書を入れての総重量になりますと5キロでございます。

中学校におきましては、これかばんだけが1.5キロ、それから総重量に合わせますと、6.8キロになります。それから、それに中学生は部活バッグが2キロありますので、合わせますと中学生は8.8キロを背負って登下校してるという現状でございます。毎朝私も立っておりますけど、本当に中学生は重そうにかばんをかからって行っておりますけども、今、現在のところですね、その小中学校から健康被害等の報告はあってはおりません。教科書それからその他の教材等をですね、宿題、それから予習・復習などの家庭学習を行ううえでは、大変重要なものでございますので、教育委員会といたしましては、子どもたちの健康上、あるいは学習状況を勘案しながら、また保護者とも連携を図りながら、何を児童・生徒に持ち帰らせるのか、また、学校に何を置くのかについてですね、各学校で判断をしていただきながら対応を行っているところでございます。

また、令和2年度から小学校で、それから令和3年度から中学校で新学習指導要領が実施されますけれども、それに伴いまして、今年度から教科書選定が始まりますが、小学校の新学習指導要領では、新たに英語のほう教科が始まります。その教科書が1教科増えることになりますので、更にかばんの中身も増えることになるかと思っております。

しかし、先ほど申し上げましたように、子どもたちへの健康への負担を考えまして、子どもの発育状況や、それから学習状況等を勘案しながら、各学校において適切な配慮を行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒議員。

○8番（西 孝恒君） 教科書自体がですね、大変今ありましたが、大分重くなっているようであります。また実際にもですね、重さをちょっと量っていただいたとこのことで、はい。また置き勉強についてはですね、教育委員会など今後の会議とかでですね、判断ということであると思います。実際に軽くなりますとですね、子どもたちも機敏な動きができたりして、防犯とかですね、そういった事故とか、あるいは動きがですね、違ってくるかと思いますが、そのへんではメリットになるかと思えます。

次に、3番目の質問ですが、消火器薬剤の詰替えについてであります。消火器の薬剤詰替えに対し、助成ができましたらということについて質問いたします。

消火器を備えている家庭でも、もちろん使う機会はないほうがよいわけですが、いざというとき使用方法がわからなかったり、期限切れで役に立たなかったりとか、あるいは、消火器自体が腐食していたりしますと、加圧式の場合、それを使用しますと本体が破裂して、大けがをする事故が発生してしまったという報道も目に



することがあります。こうしたことから、防災や防火の意識を高めるとともに、消火器に関心を持ってもらうため、全国では、消火器の購入や詰替え、また古い消火器の処分など含めて、助成している自治体も割に多いようです。

いざというとき安全・安心な消火器が備えられているといった点からも、そのような助成をいただいて点検済みの消火器を備えるということはですね、有効な施策かと思いますが、その点、本村ではいかがお考えでしょうか。お願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、まず消防による防火活動についてでございますけれども、春と秋などの火災予防運動期間には、村と消防団と合同で防火パレードによりまして広報を行い、異常乾燥注意報なども定期的に村民の皆様へ、防災行政無線やケーブルテレビ等を通じて、火の後始末などを呼び掛けており、火災を起こさないように予防消防への周知を図っておるところでございます。

消火器の設置につきましては、戸建て住宅に消防法による設置義務はありませんが、現在村内で設置している家庭は、消防団などからあっせんを受けまして自主的に設置しておられると思います。それぞれの機種により、消火剤及び加圧用ガスの交換をされていることかと思えます。

ご質問の消火器の薬剤詰替え等の助成でございますけれども、村内には消火器を設置していない家庭もありまして、設置状況も把握していないのが実情でございます。また機種にもよりますけれども、3年から5年ごとの交換が必要になりますが、詰替えなどの交換の助成は、今後検討も必要かと思えますが、現在のところ助成などは考えていないところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒議員。

○8番（西 孝恒君） やはり防災活動はですね、やっぱり予防消防というのが一番大事なことかと思えます。以前は、各地区の消防団と業者によりまして、有効期限になる消火器を持ち寄りまして、消火訓練を行ったあと、新しく詰替えられたものを各家庭に備えるということがありましたが、最近ちょっと聞かないようでもあります。実施している分団もあるかと思えます。それで、ついそのまま期限切れの消火器も多いのではと思えます。詰替えや交換に限っての助成であれば、予算も多額にならないのではと考えますし、何より安全な消火器が常時備えられるという安心感もあります。また、そのような補助をする自治体の例もありましたので、有効な施策ではと思うところでありました。

最後にですね、4番目の空き家対策状況についてであります。空き家対策の状況につきましては、平成28年3月の定例会にて一般質問をいたしておりました。そのころ淡島地区の空き家、現在のゲストハウスはリフォームもなされて、県の補助

事業を受け、さらに改築後、当時は一般の公営住宅として活用の予定と聞いていましたが、実際には淡島ゲストハウス、暮らし体験施設として短期間の宿泊施設となっているようです。

また、屋形地区には、それ以前から多目的交流促進施設「ほたるの荘」全3棟がありますが、いずれも移住・定住促進へつなげる施設としての役割と思いますが、その二つの状況をですね、活用の状況についてお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長

○企画調整課長（平山辰也君） 議員質問の淡島ゲストハウスとホテルの荘の活用状況ということでございます。

淡島ゲストハウスにつきましては、山江村への移住希望者が、本村での生活を一時的に体験するという施設でありまして、県の補助金を活用しまして、平成28年度に整備した施設であります。利用状況につきましては、平成28年度に整備しておりますので、平成29年度から利用を開始しているということであります。平成29年度が3件で8名の方が8日間利用されております。そして、平成30年度が3件で7名の方が10日間利用をされております。

また、ほたるの荘につきましては、これは平成18年度に国の交付金を活用しまして整備した施設であります。平成19年度から利用者はおられたということでもありますけども、平成29年度と30年度には利用者はありませんでした。この施設の活用方法につきまして、協議をいたしまして、利用料がちょっと高いんじゃないかというご意見も受けましたので、その利用料を48万円、年間ですけども、年間48万円から18万円に引き下げたところであります。この18万円の利用料に対しまして募集をしましたところ、5件の応募がありました。これを審査会を経てですね、利用者の決定を最近したところであります。

以上が、現在の施設の活用状況であります。いずれの施設にしましても、移住・定住を推進するための施設でありますので、今後も利用を促進し、定住の推進を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒議員。

○8番（西 孝恒君） 熊本県の移住・定住ポータルサイトというのがありますが、その中でですね、人吉・球磨地域の10市町村の状況を見ますと、それぞれ空き家バンクや移住・定住のための各種促進事業がありますが、本村の暮らし体験の先ほどのような施設が準備されているところは、10市町村では山江村だけになっているようでした。調査の時点ではですけども、県内では天草のほうにですね、暮らし体験の施設がありましたが、先月の新聞によりますと、天草市は移住者が非常に多い

ということであります。環境の魅力もあるようですが、2年連続三桁の数字でありました。

本村のほたるの荘ではですね、先ほど利用料金を大分引き下げられたと、48万円から18万円ですかね、ありまして、5件ほどですね、申し込みもあっているということでもあります。それで本村でもですね、ぜひほたるの荘を活用いただいて、その暮らし体験のですね、効果が出てきますことを願っております。

それから、前回の質問のときの本村の空き家調査内容では、山田地区に65件、万江地区に47件、計112件が確認されているということでした。件数的には現在もそう変わらないかと思いますが、その中で利用が見込まれるものが80件ぐらいあるということでしたので、利活用に向けての予定とか、現段階での状況などありましたらお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長

○企画調整課長（平山辰也君） 空き家の状況ということでございますけども、空き家の件数につきましては、先ほど議員が申されたとおりであります。山江村全体で、数年前の数値ですけれども112件ほどあるということでもあります。ここで改修も含めまして活用できるのが、大体80件ぐらいということでもあります。今も空き家自体は増加傾向にあるかというふうには思っております。

また、平成年26年度に山江村移住・定住促進委員会を設立をいたしまして、空き家及び空き家の利活用の情報の提供をいただいているというところがございます。所有者にはですね、空き家バンク制度がありますけども、これを紹介しておりますが、なかなか登録にはいたらないというのが現状であります。所有されている空き家の利活用につきましては、所有者本人の大切な財産でありますので、いろいろな様々なクリアをしなければいけないという問題もあるかと思っております。

例えば、空き家ですけども、中に仏壇があるからちょっと貸したくないとかですね、そういうふうな意見も聞かれているということもございます。その空き家を貸したいという方がおられたらですね、改修が必要であれば、今現在山江村では、空き家の改修につきましては、改修費の2分の1、上限100万円の補助をする制度を設けておりますので、ぜひそういう考えの方がおられましたら、この制度を活用していただきたいというふうに思っております。

今後も不動産事業所と連携しながら、村内の物件と購入希望者、借家希望者のやっぱりその施設とのマッチングがですね、重要かというふうに思っておりますので、そのへんも進めていきたいと思っておりますし、目的に沿って、村がですね、その空き家を利活用するというのが、本村の施策の目的に沿った施設であれば、村が購入するという方向も考えて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒議員。

○8番（西 孝恒君） 空き家ですね、利活用ができるまでにはですね、様々な課題もありまして、難しい状況ではありますが、空き家改修については、先ほど補助金制度なども対策も考えられているようであります。

また、前回のときに、今後条例の制定など対策するご答弁がありましたように、その後ですね、空き家等の適正管理に関する条例や、その施行規則、仲介業者募集要項や空き家活用促進制度、また、改修補助金交付要綱なども現在では制定されているところであります。空き家は全国的に増える傾向で、難題ではありますけれども、今後の利活用を願うところであります。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後2時35分にします。

-----○-----

休憩 午後2時24分

再開 午後2時34分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、2番、久保山直巳議員より、1. 村長の政治姿勢について。2. 在住外国人技能実習生について。3. 国民健康保険子どもの均等割り減免について通告が出ております。

久保山直巳議員の質問を許します。2番、久保山直巳議員。

#### 久保山直巳君の一般質問

○2番（久保山直巳君） 2番、久保山でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問を行います。

まずはじめに、村長の姿勢についてということでございますが、これにつきましては、5月より村政座談会等が開催されておりまして、その中で村長がいろいろと村政の現状、または今後の取り込みについてということでお話をされておりますので、この件につきましては割愛をさせていただきます。

続きまして、在住外国人技能実習生についてということでございますが、近年、国内では外国人技能実習生の受け入れが増加しております。本村においてもです

ね、外国人技能実習生が在住しておられるか、現状をお尋ねいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長

○企画調整課長（平山辰也君） 外国人の実習生の状況ということでございます。この実習生の制度につきましては、国の法律で定められております。法律名を言いますと、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律というのがあります。これに基づいて外国人の方を雇用しているということでありまして、目的としましては、開発途上国等の人に日本の技術や知識を習得して、母国に帰ってもらってから役立ててもらふ趣旨で制定された制度であります。

この制度を活用して、外国人実習生を受け入れるには、企業単独型等、企業が単独で受け入れる。それと団体管理型の2種類があります。これは、団体管理型は、例えば商工会が受け入れて商工会が紹介するというような形でありまして、この2種類があるということでございます。この制度によりまして全国ではですね。約37万人の外国人が受け入れられております。本村におきましては、この制度を活用している企業とは今のところ実績がない状況でございます。

しかし、本村にも外国人の方がいらっしゃいますが、その方は村内の企業ではなくて、村外の企業等で働いている方もおられるということでございます。

以上が、本村の技能外国人の技能実習生と申しますか、外国人の人々が山江に住んでおられる方の状況ということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳議員。

○2番（久保山直巳君） 今現在では、実習生の方はいらっしゃらないということのようでございます。しかし、今後ですね、本村においても外国人技能実習生がですね、来られる可能性がございます。そのときの支援、対応策についてご質問いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長

○企画調整課長（平山辰也君） 将来的なこの実習生に対して、支援とか対応策ということでございます。この制度につきましては、行政が事業主体ではなくてですね、団体や企業が受け入れをするものでありまして、この受け入れには様々な要件があるということでございます。この制度の情報の提供、各企業とか団体に対します情報の提供はもちろんですけれども、企業にとって産業振興のために必要な対策であるということでありましたら、その受け入れにつきまして、受け入れやすい環境の整備は、行政としてもしっかりと支援をしていきたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、私のほうから若干補足させてもらいたいと思いま

す。

今、山江村におけるといいますか、全体的な問題で人手不足の問題がさっきから出ておるところであります。確かにですね、株式会社やまえが今、人材を募集しておりますけれども、なかなか来てがいないというような事態があります。今後、農業にしる林業にしる、そして村内における事業所にしるですね、広く人材を求めているのに人材がおられないというのが、ことがやっぱり顕在化してくるんだろうというような気がしておりますし、私が知り得る限り、多良木のある事業所は、わざわざ社長がベトナムのほうに行き、そういう話をしてベトナムの人を雇っておられたというようなこともございます。

万江の里の話もしましたが、今後も続くであろう集落営農が、人手不足ということによってですね、人手不足ということによって、その経営が回らないというようなことがあってはならないということではありますけれども、できれば地域の方々を含めて、安心できる職業環境揃えていくということではありますけれども、どんどんそのピラミッド型からですね、人口構成が逆三角形型へ変わってきておりますから、そういう時代も近い将来やってくるんだろうなという気がいたしております。

ただ、冒頭この話も出ましたとおりですね、外国人就労者に対する不安を持っていらっしゃる方もおられるということでもありますから、しっかりそういう視野を持ちながら、受け入れられる企業または事業所に当たってはですね、どういう問題があるのか、どういう支援があるのかという観点から、役場として立つ位置をですね、決めていきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳議員。

○2番（久保山直巳君） 今、答弁いただきましたようにですね、就労または地域とのかかわり合いということ、やっぱりしていかなければいけないというような状況でございます。外国人の方々ですね、期待と不安を持ち国内に来ておられます。日本では当たり前ですね、自治会加入や回覧版の存在さえですね、わからず、地域行事の参加も消極的など孤立していく可能性もあります。外国人在住者ですね、生活環境を守るため、地域とですね、コミュニケーションについても行政の支援をお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

国民健康保険子どもの均等割り減免についてということでございます。

国民健康保険は、協会健保や組合保険、社会保険ですね、といった被用者保険に比べて、高齢者の加入者の占める割合が高く、無職や非正規雇用の労働者など、低所得の加入が多いということ。また、構造的な問題、子育て家庭における経済的負担が大きいということでもあります。

そこでお伺いたします。直近の国民健康保険加入者の世帯数及び被保険者は、山江においては何人おられるか。また、子どもから18歳までは何におられるか、お尋ねいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。

令和元年5月末現在における国民健康保険加入者につきましては、世帯数490世帯、被保険者数は799人でございます。また、18歳未満の方につきましては41世帯、こちらは国保全世帯の約8%になります。41世帯の88名でございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳議員。

○2番（久保山直巳君） それでは、本村における国民健康保険税のですね、所得割均等割、平等割で課税されるそれぞれに、どのように課税されるか質問いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。

国民健康保険税の税率につきましては、まず医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分と三つに分類されまして、そのそれぞれに所得割、均等割、平等割の税率が設定されています。

所得割は、被保険者世帯における所得に係るもの、均等割は、その世帯に所属する人数に係るもの、平等割は、その世帯1世帯に係るものでございます。今年度におきまして、医療分は所得割が10.0%、均等割が2万円、平等割が2万5,000円、後期高齢者支援金分につきましては、所得割が3.80%、均等割が7,500円、平等割が9,400円、介護納付金分につきましては、所得割が2.20%、均等割が7,100円、平等割が5,300円となっております。

これらの税率の算定につきましては、平成30年度から国保の財政運営が村から県へ移行したことによりまして、県への納付金及び標準税率の提示が毎年行われまして、それを基準に村で算定し、山江村国民健康保険事業の運営に関する協議会、以前は国保運営協議会と言っておりましたが、その協議会において、答申を受け、3月の議会におきまして承認をいただき、税率が決まるという流れとなっております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳議員。

○2番（久保山直巳君） 今、金額については答弁いただきました。では、均等割については、所得のない赤ちゃんから18歳までの子どもに対してもですね、均等割が

課せられています。この分についてはどのように課税されているか、尋ねいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。

均等割につきましては、18歳未満の均等割につきましては、医療分の2万円、及び後期高齢者支援金分の7,500円、合計の2万7,500円が均等割に課税されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳議員。

○2番（久保山直巳君） 資料がございますので定時してよろしいでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） はい。

○2番（久保山直巳君） それでは、今、均等割、子どもから18歳までの部分についてご説明いただきました。国保税にはですね、家族が増えるごとに保険料を加算していく均等割という仕組みがあり、この仕組みは、各世帯に係る平等割と同様、他の保険にないものです。また、全国自治体では、平成31年度国の施策並びに予算に関する提案、要望、社会保障関係の中でですね、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入を国へ要望しております。これにつきましては、平成30年7月27日とあります。

均等割は、18歳以下の子どもや赤ちゃんも所得のあるなしにかかわらず、一人一人に加算されるシステムであります。そこで減免をしている自治体を紹介いたします。ここに資料を提示しておりますので、この内容に沿って少し説明をいたします。

子どもの数に応じて、均等割額について独自に減免する自治体が広がっております。本年度、全国でですね、25自治体の実施及び予定を出しております。子どもの減免割制度は第3子から全額免除や3割免除が主で、所得制限を設ける自治体もあります。その中の9自治体が、高校生世代までを対象に所得制限なしで第1子から減免をしております。このうち全額免除は3自治体、福山県相馬市、同県の白河市、岩手県宮古市です。

宮古市の制度概要は、ゼロ歳から高校生18歳までですね、501世帯836人、予算額は1,833万円。内訳は、現年分1,475万円、システム改善費が385万円。財源は、ふるさと納税等で充てられているようでございます。

また、岩手県の宮古市の制度は、すべて子どもの均等割を全額免除する完全免除です。さらに、財源を一般会計からの法定外繰入れで行っており、当然、国保特別会計内における子ども以外の被保険者への影響がないことも重要です。国民健康保



険が県と一体、運営であっても、市町村の判断で一般会計からの繰入れが可能なことはですね、国会の法案審議の議論で、厚生労働省も各自治体の判断ということで答弁されているところでもあります。

そこで、本村における国民健康保険での所得のない18歳以下の均等割を減免するには、財源は幾ら必要でしょうか。

お尋ねいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。

その世帯の所得に応じて、減免措置とかも軽減措置とかもありますので、一概には言えませんが、単純に計算しますと、先ほど答弁いたしました医療分の2万円、それから後期高齢者支援金分の7,500円を合計しました2万7,500円に、18歳未満の方の88名を掛けますと、242万円が減収となる形になるかと思えます。以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳議員。

○2番（久保山直巳君） 軽減をしないですということですね、財源が242万円ということでございます。子どもの国民健康保険の均等割を免除するには、財源242万円必要ということでもあります。仮に、本村で国民健康保険の18歳以下の子どもをですね、全額免除した場合、財源の国保財政調整基金のですね、大体4%、また、ふるさと納税でありますと5.3%の割合で賄うことができるのではないのでしょうか。

また、さらなる子育て支援の観点からも、村独自の均等割減免導入が必要ではないかというふうに考えております。執行部のお考えはいかがでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。

まず、国保財政調整基金でございますが、この基金につきましては、山江村国民健康保険財政調整基金条例第6条におきまして、処分についての記載がございます。その中に、税収または国庫支出金等の歳入に不足を生じた場合とありますので、この条文に基づきますと、この基金を取り崩しての補填は可能ではございません。

しかしながら、この活用にあたっては、重症患者等の増加など臨時的な医療費の高騰により、県への納付金の納付が困難になった場合や、それに伴い税率の急激な上昇を緩和するために活用したいと考えているところでございます。

また、そうなった場合には、今の基金残高ではまだ十分ではないと考えておまして、それに備えるため現在基金の積み立てをしているところでございます。この

ようなことをございますので、ご理解いただければと考えております。

また、ふるさと納税寄付金でございますが、こちらは一般会計での取り扱いでございます。国民健康保険事業においての一般会計からの繰入れにつきましては、法に基づいたもの以外、いわゆる法定外繰入れにつきましては、県よりの指導によりまして、基本的にできないものとなっておりますし、寄附金を特定の方の税金の補填に充てるとなると、また趣旨が変わってくるものと考えておりますので、そのところもご理解いただければと思います。

これらを踏まえまして、ご質問であります子どもの均等割減免の問題でございますが、現在、各自治体からの要望で、国におきましても議論がなされているものでございます。また、先行して全国で20数自治体、先ほど議員が申されたように、20数自治体が減免を先行して行っているようでございます。

まず、この問題の本質をひもときますと、子どもさんのおられるご家庭におきましては、子どもがいらっしゃる世帯と比較しますと、医療費がかかり、さらに国保税を納付しなくてはならず、負担が大きいことから、公平な税負担となるように、このような問題が提起されるようになったものと認識しているところでございます。しかしながら、当村におきましては、18歳到達した年度末まで、いわゆる高校生までは医療費は無料でございます。それを踏まえまして、税の負担のみとなりまして、ほかの世帯と比較いたしましても、公平な税負担であること、また、もし減免をした場合は、それにより減収になった財源を確保するために、税の負担がまた発生することからなどを勘案いたしまして、子どもの均等割の減免を法律や制度より先行して行うことは、今のところ考えてはおりません。

しかしながら、国におきましてこの問題は現在議論中でございますので、この議論がまとまり、制度改正や上位法の改正があった際には、当村におきましても条例改正などを行い、整備していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳議員。

○2番（久保山直巳君） 今、ご答弁いただきましたようにですね、本村においては、非常に財政的に厳しい部分があるということのようでございます。また国においてもですね、そういったことで今、議論がされておるといふようなところでございます。本村においてはですね、子どもの医療費、または給食、そしてまた10月からは保育料の無料化などですね、非常に子育て支援については充実しておるといふふうに考えております。

その付近もありまして、今後ですね、また子どもの均等割によってですね、低所得者の負担軽減とですね、国民健康保険税の滞納を少しでも減らすことにつながれ

ばというふうに、私自身、思っておるところでございます。

以上、私の質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） これで通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後3時00分

第 3 号

6 月 1 4 日 ( 金 )

## 令和元年第4回山江村議6月定例会（第3号）

令和元年6月14日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 発議第 2号 | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について                           |
| 日程第 2 | 報告第 1号 | 平成30年度繰越明許費（一般会計）の報告について                         |
| 日程第 3 | 同意第 2号 | 山江村教育委員会教育長の任命に関する同意を求めることについて                   |
| 日程第 4 | 議案第25号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について            |
| 日程第 5 | 議案第26号 | 山江村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程第 6 | 議案第27号 | 山江村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 日程第 7 | 議案第28号 | 山江村放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第29号 | 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について                       |
| 日程第 9 | 議案第30号 | 令和元年度山江村一般会計補正予算（第1号）                            |
| 日程第10 | 議案第31号 | 令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）                      |
| 日程第11 | 議案第32号 | 令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）                    |
| 日程第12 | 議案第33号 | 令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）                      |
| 日程第13 |        | 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）         |

### 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1番 本 田 り か さん | 2番 久保山 直 巳 君 |
| 3番 中 村 龍 喜 君  | 4番 赤 坂 修 君   |
| 5番 森 田 俊 介 君  | 6番 横 谷 巡 君   |

7番 立道 徹 君  
9番 中竹 耕一郎 君

8番 西 孝恒 君  
10番 秋丸 安弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松尾 充章 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内山 慶治 君	副 村 長	北田 愛介 君
教 育 長	藤本 誠一 君	総 務 課 長	白川 俊博 君
税 務 課 長	山口 明 君	企画調整課長	平山 辰也 君
産業振興課長	新山 孝博 君	健康福祉課長	迫田 教文 君
建 設 課 長	清永 弘文 君	教 育 課 長	蕨野 昭憲 君
会 計 管 理 者	一二三 信幸 君	代表監査委員	木下 久人 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日次第3の本会議で、質疑、討論、表決となっております。

議事日程順に、質疑、討論、表決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則第53条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いいたします。

また、会議規則第54条（同一議題の質疑の回数3回）の規定と、同規則第55条（発言制限時間60分）の規定はお守りいただきますようお願いいたします。なお、3回を超える場合は、第54条ただし書により議長の許可を得てお願いいたします。

-----○-----

**日程第1 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について**

○議長（中竹耕一郎君） それでは、日程第1、発案第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をいたします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第1、発議第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

**日程第2 報告第1号 平成30年度繰越明許費（一般会計）の報告について**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第2、報告第1号、平成30年度繰越明許費（一般会計）の報告についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をいたします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第2、報告第1号、平成30年度繰越明許費（一般会計）の報告については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

### 日程第3 同意第2号 山江村教育委員会教育長の任命に関する同意を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 日程第3、同意第2号、山江村教育委員会教育長の任命に関する同意を求めることについてを議題といたします。

ここで藤本教育長より一身上に関する事件であるため、退場の申し出がっております。これを許したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。藤本教育長の退場を許可します。

〔藤本教育長 退場〕

○議長（中竹耕一郎君） それでは質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

3番、中村龍喜議員。

○3番（中村龍喜君） 3番、中村です。

山江村教育委員会教育長の任命に関する同意について、賛成討論を行います。

藤本誠一氏は、熊本大学教育学部を卒業され、昭和54年に湯前小学校への奉職を皮切りに、平成5年には知事部局への出向、また平成22年には菊池教育事務所の所長をされ、そして平成23年には山田小学校の校長として赴任されました。本村の教育の振興はもとより、子どもたちにも大変親しまれており、人格・資質ともに優れた方と思います。

ここに賛成討論を行います。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに討論ありますか。

6番、横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君） 同意第2号、山江村教育委員会教育長の任命に関する同意を求



めることについて、この人事案件に賛成の立場で討論をいたします。

藤本誠一氏は、教育・行政現場の経験が豊富で、学校、それから教職員・行政職員の人事管理能力も極めて高く、そして人格・識見も非常に優れておられます。本村における実情でも、ICT教育の取り組みによって、その学習成果は皆様ご存じのとおりでありますし、英語教育への積極的な取り組み、そして道徳教育・健全育成にも力を注がれております。これからの時代を担う子どもたちのために、本村の今後の教育振興発展のためには、欠かせない人物と適任者と認め、私はこの人事案件に賛成であります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので、起立採決といたします。本案に同意することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者の起立〕

○議長（中竹耕一郎君） 起立全員。着席ください。したがって、日程第3、同意第2号、山江村教育委員会教育長の任命に関する同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

採決が終わりましたので、藤本教育長の入場を許可します。

〔藤本教育長 入場〕

-----○-----

#### 日程第4 議案第25号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、議案第25号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第4、議案第25号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり

り可決することに決定しました。

-----○-----

**日程第5 議案第26号 山江村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第5、議案第26号、山江村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第5、議案第26号、山江村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

**日程第6 議案第27号 山江村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、議案第27号、山江村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第6、議案第27号、山江村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第28号 山江村放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第7、議案第28号、山江村放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第7、議案第28号、山江村放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第29号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第8、議案第29号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第8、議案第29号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第30号 令和元年度山江村一般会計補正予算（第1号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第9、議案第30号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

7番、立道徹議員。

○7番（立道 徹君） 議案第30号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第1号）  
についての一部修正で動議をお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） ただいま、7番、立道徹議員から、修正の動議が出されました。

お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。では、暫時休憩といたしますので、委員会室のほうにお直りください。

-----○-----

休憩 午前10時13分

再開 午前10時45分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど、修正の動議が提案されましたが、後刻また提案者のほうから説明を求めることにしまして、ただいま上程しております議案第30号、令和元年度山江村一般会計補正予算について、質疑を許します。質疑ありませんか。

4番、赤坂修議員。

○4番（赤坂 修君） 4番、赤坂でございます。よろしくお願いたします。

ただいま議題になっております議案第30号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第1号）について、3点質疑をいたします。

まず1点目でございますけれども、ページは7ページ。歳入の款12、分担金及び負担金、目、農林水産業費分担金10万9,000円、農業費分担金過年度分の内容についてお伺いいたします。

2点目、ページ数は13ページになります。款9、農林水産業費、目、農業振興費、小さな産業づくり事業補助金90万円についてどのような内容になっておるかお伺いをいたします。

3点目でございますけれども、ページ数が15ページになります。款9、教育費、目、教育ICT環境整備費80万円の内容について。

以上、3点質疑いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

歳入の農林業水産費の分担金ということで、農業費負担金過年度分ということでございます。これにおきましては、平成26年度に、永田井出頭首工の改修工事を行っております。その中の受益者の分担金のほうが、まだ全部納められておられま

せんので、その分の残っております10万9,000円を上げているところでございます。

それから、ページが13ページと思いますが、小さな産業づくり補助金ということでございます。これにつきましては、住民による話し合いにより、地域の活性化と地域産業の企業化による所得の増加により、幸せづくりを推進するための事業に取り組むということで、1区1グループ、または団体に対して補助金を交付する目的として行っております。上限につきましては90万円以内ということで、大体補助の9割以内を補助するものでございまして、当初予算で組めばよかったものですが、申請が、お話もちよっとありますものですから、決定はしておりませんが、その予算ということで90万円を上げさせていただいているものでございます。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

教育ICT環境整備費の80万円ということでございますが、これにつきましては国の委託事業でございます。新学習指導要領の実現を見据え、推進校を指定し、実践的な研究を実施するという趣旨の内容でございまして、プログラミング教育に関して、指導事例の創出、教員の研修用教材の作成など、小学校ごとのプログラミング教育の推進に向けた研究・調査を行うというような内容のものでございます。

80万円の上限でございまして、内容につきましては、講師の謝金、視察研修、それから必要な消耗品、それからリーフレット等の印刷代等を総額の80万円ということで、今回計上させていただいたものでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂議員。

○4番（赤坂 修君） まず、1点目の農業費分担金過年度分については、平成26年度、永田井出分の受益者負担金ということでございますけれども、平成30年度ではありますが、6月補正予算で農業費分担金過年度分として11万5,000円計上されておりますが、この分ではよろしいのでしょうか。

また、小さな産業づくり事業補助金については、要項でグループ・団体については5名以上というような構成員となっておりますが、今度の事業はどのような事業に使われるのか、また構成人員について何名でされるのか、お伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） お答えいたします。

先ほどの分担金につきましては、先ほど言いました11万5,000円で同じであります。

それから構成員でありますけれども、1グループ、団体5名以上のグループに対してということで計画をしております。

以上でございます。

○4番（赤坂 修君） 5名。もう申請は上がっているんですか。

○産業振興課長（新山孝博君） いや、まだ申請は上がってきておりません。上がっておりませんが、団体の原則は5名以上の組織ということでしております。

以上でございます。

○4番（赤坂 修君） 質疑終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番、森田俊介議員。

○5番（森田俊介君） 議案第30号の一般会計補正予算についてお尋ねします。

ページは13ページでございます。13ページの温泉センター管理運営費で、備品購入費としてありますけれども、何の備品購入なのかをお聞きいたします。

それと、尾寄崎キャンプ場施設維持費、下のほうなんですけどボイラー購入としてありますが、その説明をお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。

13ページの温泉センター管理運営費、備品購入費の160万円の計上ということでございます。これは、昨年度整備しましたペースト工場のペーストの製造にかかります慣らし機の機械の購入費ということでありまして、この購入につきましては当初は手で、慣らし機を使わずに手でしようというふうに計画をしておりましたけれども、当初はそれでできたんですけども、販路拡大の営業をかけるときに、どうしても機械じゃないと細菌とか衛生面でも問題があるということから、卸先から要望があったということでありまして、今回の160万円で慣らし機を購入するということで、計上をさせていただいているということでございます。

続きまして、尾寄崎キャンプ場です。このボイラー購入費につきましては、キャンプ場が整備されてから30年経っております。そのときボイラーを設置して、今まで1回も替えたことがないということでありまして、ボイラーが壊れているということでもあります。これによってキャンプ場の利用者、約年間200名ぐらいおられますけれども、その方のシャワーのお湯が出ないということでもありますので、その集客を図るために今回ボイラーを購入するということでございます。とりあえず、今のところ応急的にボイラーを購入しましたあと、尾寄崎のキャンプ場の整備につきましては、今後地元としっかりと協議をしていきたいというふうに思います。

○議長（中竹耕一郎君） 5番議員、森田君。

○5番（森田俊介君） そのキャンプ場なんですけれども、一昨年議会のほうで現地を拝見いたしました。旧学校地の跡地なものですから、でこぼこというか、大変な修理になっているんじゃないかなと記憶しております。またこのボイラー室にしても剥げたりほげていたりして、修理が必要じゃないかなと思いますけれども、この35万円ぐらいで済む備品でしょうか。お尋ねいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 議員おっしゃられますとおり、老朽化によりまして、床が抜けている部屋もあるということでもありますけれども、そのところは抜本的な改修に向けて今後検討していきたいと思っておりますけれども、このボイラーにつきましても、この35万1,000円のできるんであるかということでもありますけれども、これは業者からの見積もりをとっています。これは中古ではなくて新品でありますので、これのできるということでもありますので、この金額を計上させていただいたということでございます。

○5番（森田俊介君） 終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

6番、横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君） ただいま議案になっております、補正予算について質疑をいたします。

ページは9ページ、企画振興費の委託料500万円のやまえ栗ブランディング委託料。それと、先ほど森田議員が質問しました、ページ13ページ、温泉センター管理運営費の備品購入費、この2点について伺います。

まず1点目、やまえ栗ブランディング委託料、恐らく海外戦略の一環だと思いますが、内容について説明をお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。

やまえ栗ブランディング委託料500万円の計上の内訳ということでございます。この500万円は、やまえ栗の海外進出をするための戦略の経費が約112万円ということでございます。

それから、今後フランスのある村と姉妹都市を締結を予定しています。そこに訪問するための経費、そこで今後締結を利用して、物産交流、経済交流を図ろうということを計画しております。そこに行くための旅費。そこでは世界栗会議というのも開かれるということで、フランス・スペイン・イタリアと日本、日本は山江村ということで、4カ国によります国際栗会議も開かれるということでもあります。この訪問によりまして、その村の栗祭りにあわせて訪問したいというふうにお

ります。そこが、集客が5日間の開催で5万人ぐらい訪れるという栗祭りでございますので、そこにも行きたいというふうに思っております。もちろん、フランスの生産者とも意見交換会も行いたいと思っております。

それに伴います旅費が77万円。そして山江村で開催します9月の栗祭りに、スペシャルゲストとして有名パティシエを招待したいというふうに思っております。それが50万円。それから、その姉妹都市締結の予定をしています、村の村長さんを130周年の記念式典に、こちらに招待したいというふうに思っております、その経費が50万円ということで、それにこれは委託事業でありますので、コンサルの経費、約35%ぐらい見込んでいますけれども、それを含めて、消費税を含めまして500万円ということでございますので、その内訳ということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君） 今、フランスのコロブリエール村と説明がありました。この姉妹都市締結ということですが、姉妹都市締結のメリットと申しますか、目的とメリットこれを説明をお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、お答えいたします。

姉妹都市締結のメリットというお尋ねであります。昨日、やまえ栗のブランド化、ブランド力を高めるということについては申し上げておりますけれども、もちろん生産量を上げるということ、良き加工品を作るということ、そして流通体制をしっかりと作っていくということ、3点あるかと思えます。その中での流通力を高めるという一環であります。今まで、昨年シンガポール、一昨年フランスのパリに栗を持って大変好評を博しているところであります、海外の輸出についても視野に入れた動きをする。もちろん、日本国内でも流通もしっかり今やっているところでありますので、日本をないがしろにするということではなくて、日本をしっかりと地盤を築きながら、海外をも視野を入れた輸出を図ろうということでもあります。

その交流の意義でありますけれども、全国の各市町村それぞれの日本の国同士で交流を、姉妹都市締結をされておりますし、また海外との姉妹都市も、熊本県はアメリカモンタナ州、ヨーロッパもどこかあったと思っておりますけれども、そういうことをやっておられながら、いろんな戦略を練っておられるということでもあります、端的に言って栗のブランド力を高めるということになります。要するに、フランスの姉妹提携を、フランスのコロブリエール村、2,000人の村であります、その村と山江村の栗同士でしっかりと結びつきながら、またB to Bで、コロブリエールの栗ビールとかいろんな商品も作っておられますので、山江村での販売もでき



ますし、山江村の商品のコロブリエール村での販売もできますし、一緒になっているような販売もできるということでもあります。

もう一つは、PR力を高めるというようなことを言いましたけれども、長野県の小布施町がありますが、この小布施町が一気に有名になったというのは、フランスのパリで葛飾北斎展をやって、小布施町のそのもののブランド力が上がったということでもありますし、そのことによりまた小布施町の栗が売れていったというような戦略であります。

そういうことの中の一環でありますので、また実は向こうのほうに打診をしておりました。3カ所の村に打診したんですけれども、コロブリエール村が1番ということでもありますので、姉妹都市になることを前提として訪問していいですかということについては、アムラン村長さんが「受け入れないわけがない」ということでもありますし、「ぜひ村にお越しいただきながら交流をしたい」というメッセージもいただいております。

そして、どういう受け入れをするかということで次々とアイデアを出されておられますが、アムラン村長とセルジュ助役からの提案として、10月20日が栗祭りではありますが、19日の日に4カ国による国際栗会議の開催をしたいと。フランスはコロブリエール村、スペインはプヘラ村、イタリアがフラボータッソーターナ村、いずれも小規模の村であります。そして山江村でありますので、その中でそれぞれの国が15分で映像とか写真を中心に取り組みを報告、紹介して意見を交換するというようなことになっています。もちろん、それぞれの国でいろんな取り組みがされておるところであります。本村においても生産加工、それから栗ツーリズム、栗狩りなどもしながら進めているということでもありますけれども、後継者問題をはじめ、ブランディングにつきましてもいろんな課題も抱えているところでもあります。そういう課題を共有しながら、しっかり解決のために動いていくということでもありますし、そのあとコロブリエール村の栗生産農家及び栗加工場などを視察して、意見交換ということでもありますから、果樹研究会と言いますか、要するに栗の生産者の中からもぜひ行って、意見交換をしていただきたいと思っているところでもあります。

加えて20日の栗祭りには、一番人どおりが良いところに4メートルのやまえ栗を販売するスペースを確保してあるというようなことでもありますし、元マルセイユ領事館の皇帝料理人が栗菓子を販売されるにあたって、やまえ栗を使った栗を作って販売したいということでもあります。着物や法被など、和装で参加してほしいということも言われております。その際、日本国のマルセイユというところの総領事館にも顔を出してもらっております。池田さんという主席領事については、その発言

は、「山江村とコロブリエール村の交流が始まるということ、大変喜ばしく思う」ということであります。

姉妹都市については、許可も別がないということでもありますので、その中で細くでいいので長く交流を続けてほしいというような意見もいただいておりますし、しっかり結びつきの中で、毎年大人数でどっどっ行ったり来たりするというだけでなく、そういう物産の販売をやったりしながら、細く長く付き合いをしていくというようなことであります。

栗条例の中にもありましたけれども、山江村民が特に今後後継者たる若者が、この山江村に誇りを持ったり、栗を作ることの夢を持ったりするきっかけの1つに、やはり海外との栗を通じてのフランスとの、もちろんフランスは栗のメッカでありますので、マロンはフランス語であるそうですが、それとしっかり交流しながらということでの発信力も、非常に強まるということも考えているところであります。

加えて、500万円ではありますけれども、中身は地方創生の推進交付金であります。250万円、半額補助がついておりますし、残りの250万円の8割については交付税措置があるということでもありますので、実質山江村の負担は50万円であとはすべて推進交付金の中から、いわゆる補助金の中から実施できるというような事業でもあります。地方創生の一連の一次、二次、三次の事業でありますので、よろしくご理解いただきながら、お認めいただければというふうに考えているところであります。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君） 確かに、フランス、シンガポール、フランスは栗の世界的に有名なところで、シンガポールは世界的に東南アジアですけれども、商業小売都市であり、そこに行かれたと。そして、また今回フランスに出向かれ姉妹都市を結びたいということですが、私が思うのに確かに知名度アップ、ブランド力アップとは重要なことですが、山江の実力は100点しかなかとですよ、100点前後。この自治体で、あまり飛躍しすぎる現実が、足元がちょっと見ていないじゃないかと、もう少しやはり生産力、収量の確保というのをせめて村長が言うように、300トンぐらいきちんと品質の良い栗ができて、それからこういう海外戦略等の取り引きとか、いろんなことするならばいいかもしれませんが、今の段階で果たして生産者農家が疑問を持たないのか、村民から理解が得られるのか。あまり世間とかマスコミ等にもてはやされて、それに乗ると大変危険です。そういったことを心配しております。今一番、まずしなければならないことは、生産農家の実態の現状をよく見て、部分的には支援してありますけれども、生産者の所得が増えるというところに再優先課題。

もう一つは、私は国内市場でもたくさん開拓・販売するところがあると思います。そういった点を重要視した戦略がいいんじゃないかと、海外戦略についてはちょっと私は疑問を持ちます。

次にお尋ねしています、13ページ。温泉センター管理運営費の備品購入費、ここも地方創生交付金等の補助金でペースト工場を作りました。今回、課長の説明で慣らし機を入れるということです。私が思うのにこれだけのペースト工場、山江の栗のブランディングと併せて、栗のペースト工場を作って販売したいということですから、卸業者が衛生・細菌等においてチェックが入ったと。だから、手動ですることだったけれども、慣らし機を入れたいということですが、私はこの事業に対する全体的な企画・計画性が薄れていると思います。後出しジャンケンが、こんなことでは私たちは納得できません。

やっぱりこういう栗のブランディング、ペースト工場、これだけ膨大な予算をつける、村長が言いましたように、確かに地方創生交付金はありがたいです。交付税もありがたいです。しかし元々は国民・村民の税金ですから考えは一緒ですよ。ですから、今のままいって、このペースト工場がうまく運用するのか疑問視であります。卸先から注文があった、卸先はこの慣らし機を入れた場合に完全に受け入れオーケーなんですか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 先般の意見から申し上げてさせていただきますが、栗の生産量は栗生産工場推進委員会の方が、本当に一生懸命取り組んでもらっております。いかに増産をするかということで、各地域の栗園を見て回って、その指導もしてもらっているというところでもありますし、昨日もありましたとおり、販売農家のうちの、257農家のうちの250戸は栗を作っておられるということでもありますので、ほとんどの方が栗生産されているということでもあります。そういう単収を上げようという努力を一生懸命、今されています。加えて、昨日も申し上げましたとおり、新しく増産のための栗を植えるということで、川辺川造成団地に年次計画で、この地方創生推進交付金を使いながら広げさせてもらっているということでもあります。

従いまして、そういう取り組みもしております。増産の取り組みもしておりますし、加工もしておりますし、販売もいかに広げるか。山江とフランスが、姉妹提携したということであれば、国内における販売力も非常に高まるというふうに考えます。そういう意味においても、ぜひ生産農家のためにブランド力を上げるということでもありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから慣らし機については、当初は1,000キログラムぐらいのペーストを

作るということでありましたので、2キログラム詰めでありますから、500袋当初目標としていたと。一気に1日に500袋できるわけではありませんので、1日20～30袋ずつ作りながら500袋にあわせるということになります。当然、そうなる慣らし機まではいらないだろうということで、手でさせておりました。ただ今営業をかけておりますけれども、営業をかけている取引先が、煮沸むらがあるというような発言もあって、非常に衛生上・安全上からも慣らし機の製品を取り引きしたいというようなことであります。当初は私もこの件については、却下をしていたところでありまして、どうしてもペーストを流通に乗せるために今後必要だというようなことでありますので、今回上げさせていただいたということになります。

○6番（横谷 巡君） 議長。

○議長（中竹耕一郎君） 質問が3回超えておりますので。

○6番（横谷 巡君） わかりました。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑はありませんか。

8番、西孝恒議員。

○8番（西 孝恒君） ただいま議題の令和元年度山江村一般会計補正予算（第1号）から質疑いたします。

ページは11ページです。目17、プレミアム付き商品券事業費であります。これは私がちょっと勘違いをしておりましたのは、これは例年のプレミアム商品券発行事業のことかと考えたところおかしいと思ったのは、例年のは商工費のほうから出してあるわけですが、今回は民生費からでておりましたので、ちょっと思ったんですけれども、今までのとは違うということで担当課のほうにも議案検討でお尋ねはしております。それによりますと、今年の10月の消費税が上がることに伴って、住民税非課税とか何かの、あるいは3歳児未満のとかということでありました。例年のプレミアム商品券発行事業というのと、名称がほとんどそっくりでありましたので、今回ののは、プレミアム付き商品券事業費とプレミアム商品券発行事業とあります。今回ののは別ということですので、その説明を改めてお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、プレミアム付き商品券の発行につきましてお答えいたします。

プレミアム付き商品券は、本年10月から実施予定の消費税10%の引き上げに伴う負担を軽減するとともに、地域における消費を喚起し下支えすることを目的に国の財政支援のもとで、市町村が事業主体となり発行するものです。

国が示す事業概要では、生活保護受給者等を除く本年1月1日時点で住民税が非

課税の方や、本年6月1日時点の方で、平成28年4月2日以降に生まれた子どもさん、3歳未満のお子さんが属する世帯の世帯主を購入対象としております。

また、商品券1枚あたりの額面を利用しやすい額に配慮するとともに、複数に分けて購入することも可能と計画をしております。最大で2万5,000円分の買い物ができる商品券を、2万円で販売することとしております。本年秋頃から販売開始に向けて着実に準備してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒議員。

○8番（西 孝恒君） 2万5,000円で2万円ということは、プレミアムパーセントで言いますと25%ですね。例年のは20%ですから、ちょっと高いわけですよ。これプレミアム率は25%であります。一応これ300万円は、もちろん国庫補助金から出しているわけですけど、総額はどのくらい見ておられるんですか。300万円の25%の計算したら、大体5,000万円ぐらいになるのかなと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） この件は、国が消費税を10月上げます。その消費税対策として低所得者、所得制限を持ちながら、その消費税が上がった分を国のほうで面倒見ようという福祉対策であります。その対象者の人数を把握しながら今回の予算を上げさせていただいたというようなことでありますから、全員が買えるということではなくて低所得者層に指名して、あなたはいくらまでですよというようなことで買ってもらうと。そのことにより、消費税上がった分について保障しようというような国の消費税対策として出てきた補助金でありますので、よろしくご理解お願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒議員。

○8番（西 孝恒君） ただいまのプレミアム付き商品券事業費につきましては、福祉関係のほうで消費税対策の補助と言いますか、3歳児未満の子育て世帯とか、分かりました。

もう1点質疑よろしいですか。

○議長（中竹耕一郎君） 商品券以外については。

○8番（西 孝恒君） はい、商品券以外について。

○議長（中竹耕一郎君） 3回目です。

○8番（西 孝恒君） 最初に2点で言いませんでしたけれども。

先ほど、横谷議員からもありました。ページは9ページになります。目5、企画振興費のところであります。やまえ栗ブランディング委託料500万円についての

ところでありますが、これにつきましては、国の方から地方創生推進交付金が前回も来ておりますし、今年も入っているようですね。前回同様、大体2,300万円ぐらいかと思いますが、しかしこれは全部栗のブランディング化だけに、前回もそうですけれども使われるわけではないんですけれども、この企画振興費のやまえ栗ブランディング委託料は、前回平成30年度にも補正第1号で、確か550万円ほど上がっておりました。今回も補正予算（第1号）で500万円入っておるわけがあります。こうなりますと、毎年このくらいのブランディング料がずっと、あるいはこれにプラス今度補正予算も入ってくるわけなんですね。例えば前回この550万円に対して、今度は補正3号では108万円が入ってきてるわけがあります。それぞれの予定があってこれに組み込まれていくわけですが、毎年そのようにかかっていくことを見込まれるわけでしょうか。

お願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

ここで議長から。質問は完結にお願いします。

○企画調整課長（平山辰也君） このやまえ栗ブランディング委託料500万円が、毎年発生するんだろうかということだと思います。これは推進交付金を活用しておりますけれども、推進交付金はこの事業だけではなくて川辺川の造成団地の新植とか、栗祭りもそうです。東大との研究との経費にも推進交付金を充てております。ただ、このブランディング委託料、今年度はこういうことをしたいということの積み重ねが500万円となったということですので、来年度はこの金額がぽんと出てくるというのではなくて、村でちゃんと政策を立てながら、その積み重ねの金額が出てくる可能性があるということですのでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうからもお答えさせていただきたいと思います。

地方創生関連の予算は、拠点整備交付金、これはハード事業です。物を作ったり、したがいましてペースト工場は、この拠点整備交付金というハード事業で作っております。ただ、いろんな地方創生の戦略を推進するにあたり、いわゆるソフト事業については推進交付金という形で今交付されるということで、第1期が本年度で終わります。地方創生5カ年が終わりますので、この推進交付金も一応今年で終わりということになります。来年からまた継続されるということでもありますけれども、来年のどういうメニューが出てきて、どういうことで地方創生をやっていくのか。聞くところによりますと、移住・定住を中心にメニューを出しなさいというふうになるという話も聞こえてきておりますが、その時折、本年度その課題、山江村が抱える課題解決のために、またその課題解決の戦略のための予算として国がど

うぞご自由にお使いくださいということを、うちが企画をして戦略を立てて国のほうに申請をしつつ、お金が付いたというようなことでありますので。その年、年によってまた国の制度が変わるとできませんし、なくなるとこういうこともできませんので、あるうちにやるということでもありますから、先ほどのお尋ね、毎年というわけではありません。

○8番（西 孝恒君） 終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

10番、秋丸安弘議員。

○10番（秋丸安弘君） 令和元年度山江村一般会計補正予算（第1号）について質疑いたします。

ページは13ページですけど、先ほど赤坂議員のほうから質問がありましたけれども、農業振興費の中で小さな産業づくりが、3年ぶりぐらいに上がってきたんじゃないかなろうかと思えますけども、これはさっき答弁されましたように、5名の方でされていますけども、この5名というのは大変使い勝手が悪いということで、3名ぐらいにする考えはないのか。それと農村集落活性化支援事業費の16万8,000円、真空加工の加工品の検査料と材料費が上がっていますけど、この説明をお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 1点目は私のほうからお答えさせていただきます、方針でありますので。小さな産業づくり事業補助金として、それぞれの地域で例えばイメージは加工場を作りたいという場合に、やはり歩ける距離じゃないとなかなか集まって共同でできないんだというような話もありました。そういう食品の加工をしてもらったり、また炭窯もありましたけれども、1人でするよりも効率的にやったほうが良いというようなことがありました。ただ、議員おっしゃるとおり、5名集めるのが大変なんだというような話も聞こえてきております。したがって、3名にするということについては、執行部の中でもそっちのほうがよくはないかというような話をさせておりますので、規則の改正を含めて前向きにと言いますか、そのように返答したいと思っております。2点目は、産業振興課長が答えます。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えします。

農村活性化支援事業費ということで、16万8,000円上げている分だと思えます。これにつきましては、現在進めております学校給食におけるものでございまして、山江中学校に、今年の3月に真空調理関係の機械を増設しております。それに伴います、真空調理の行う材料費が6万1,000円です。それからその材料を

使いながら、まず保存をするためのどのくらいもつのか、また細菌検査等を行いたいということで、その分の費用として10万7,000円を上げさせていただいているものでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘議員。

○10番（秋丸安弘君） 対応するというので、大変今後利用者が増えるんじゃないかと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

これで終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

ここで先ほど修正動議がありました件について、発議提案者の説明を求めます。

失礼しました。ここで暫時休憩をしたいと思いますがお諮りいたします。休憩したいと思いますいかがですか。

6番、横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君） 今の修正動議の件ですけれども、今執行部のほうからやまえ栗が将来的にどのように展開していくのか、そういう中で海外輸出のこと、国内市場のこと、また生産現場のこと、よく熟慮をして、これは村民の理解、生産者が本当に納得してないといけないと思います。もう少しこの点をしっかりと私たち議会においても、この効果についての検証・検討をする必要があると私は考えます。よって、この動議を私もお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） では、お諮りします。

ここで暫時休憩をしたいと思いますがお諮りします、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） しばらくの間、暫時休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前11時34分

再開 午後 0時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） ただいま、議案第30号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議がなされ、修正案が提出されました。

これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。



6 番、横谷巡議員。

○6 番（横谷 巡君） では、提案理由の説明をいたします。

令和元年6月14日。

山江村議会議長、中竹耕一郎様。

発議者、山江村議会議員、横谷巡。

発議者、山江村議会議員、西孝恒。

発議者、山江村議会議員、立道徹。

発議者、山江村議会議員、中村龍喜。

議案第30号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第16条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

修正案の内容を説明する前に、提案理由を申し上げます。

本修正案については、令和元年度山江村一般会計補正予算（第1号）に計上されている、やまえ栗ブランディング委託料500万円を全額削除をするものであります。ブランディング委託料の内容を見ますと、派遣人員6名による海外輸出調査、商談会、生産地訪問にかかる旅費等の経費、フランスのコロブリエール村との姉妹都市締結訪問及びフランスからの招へいにかかる旅費、その他諸経費となっております。これまでも世界的に有名な栗の国のフランス、東南アジアの世界的商業交流都市であるシンガポールに海外戦略を求められ、やまえ栗の知名度アップと輸出販売に努力されてきましたが、現状では本村経済への波及効果は期待できず、継続しての海外戦略は厳しいものと判断します。

本村の栗生産現場の状況は、高齢化・担い手不足・鳥獣被害等から出荷生産額は年々減少傾向にあり、生産量の増大確保は極めて難しい現状下にあります。生産者も、海外フランスのコロブリエール村との姉妹都市締結等のブランディング推進には、疑問を持つ人も多く、また村民の理解も得られないのではないかと考えます。

まずは、やまえ栗収量の増加と国内販売市場の開拓に取り組み、生産者の所得の向上を図ることが最優先課題であり、外国への戦略対策については、費用対効果の検討・検証は必要なものと考え、本修正案を提出するものであります。

お手元の別紙、議案第30号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第1号）に対する修正案。

議案第30号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第1号）の一部を次のように修正する。第1条中、3,479万5,000円を、3,229万5,000円に。33億2,679万5,000円を、33億2,429万5,000円に改める。第1

表、歳入歳出補正予算の一部を次のように改める。歳入の表ですけれども、これは国庫支出金、国庫補助金 250 万円、補正額の 250 万円を減額してのこのような数字でございます。歳出につきましては、この歳入の 250 万円を削除して関連しての予算でございます。

次のページをお願いいたします。

議案第 30 号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第 1 号）修正に関する説明書。歳入歳出事項別明細書総括であります。歳入、款の国庫支出金の補正額を 250 万円減額して 1,137 万 3,000 円とするものであります。歳入合計は、先ほど申しましたとおりであります。歳出、款の総務費、補正額 500 万円を削除して 56 万 1,000 円とするものであります。それに伴い、国庫支出金の財源内訳が限度 250 万円となります。そして一般財源 250 万円を予備費に回しまして 46 万 6,000 円。一般財源の内訳も 46 万 6,000 円となります。歳出合計が 33 億 2,429 万 5,000 円となるものであります。

次のページをお願いいたします。

歳入、国庫支出金、国庫補助金、目の 6 の総務費国庫補助金、補正額 250 万円を 0、総務管理費補助金を 0。説明、地方創生推進交付金を 0、歳出、総務費の総務管理費、企画振興費、補正額 500 万円を 0。そして財源内訳、国庫支出金の 250 万円を 0。一般財源が 0。説明、やまえ栗ブランディング委託料 500 万円の削除であります。削除しました 250 万円、一般財源を今度は予備費に入れます。予備費、補正額 46 万 6,000 円。一般財源が 46 万 6,000 円。説明予備費ですけれども 46 万 6,000 円。計補正額が 46 万 6,000 円。計の 2,172 万 4,000 円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ただいま、提出者の説明が終わりました。ここで質疑を許します。

これより質疑に入ります。質疑は、提案されました原案・修正案併せて、併行して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

4 番、赤坂修議員。反対討論からお願い致します。

○4 番（赤坂 修君） 4 番議員、赤坂でございます。

議題になっております、議案第 30 号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第 1 号）に対する修正動議でございますけれども、内容につきましては、企画振興費

500万円の減額の修正案ということでございますけれども、私は一応この修正案については、反対の立場で討論いたします。

まず、やまえ栗につきましては、今まで献上栗というようなブランドで売ってきておりますけれども、新たなブランド作りということで、この事業を進めていくべきであろうと考えております。また、川辺川補助整備事業の中にでも、今現在3年計画で10ヘクタールの栗の増殖を行っております。すぐすぐ今現在生産量が100トンではありますけれども、300トンを目指して今事業を行っている段階でございます。私、300トン生産量が上がってから、さあ今からブランディングをしようと言っても、もうこの時には遅いと思います。今からでも継続的にやっていかないと、誰かが、ほかの市町村が真似をすとか言ってですね。なかなか生産者の方には、すぐすぐ効果が出る、単価があるような事業ではございません。やはり5年、10年というようなかかる事業だと思いますので、執行部の方も十分計画を立てて、予算を組んでいただいておりますので、私はこの修正案に反対として討論いたします。

以上、終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに討論ありませんか。賛成討論ありませんか。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第1号）の採決を行います。まず、本案に対する6番、横谷巡議員ほか3人から提出された修正案について起立によって採決いたします。

本修正案に賛成の方は、起立願います。

〔賛成者の起立〕

○議長（中竹耕一郎君） 着席願います。起立多数です。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をします。

お諮りします。

修正議決にした部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 10 議案第 31 号 令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 1 号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 10、議案第 31 号、令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 1 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第 10、議案第 31 号、令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 11 議案第 32 号 令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 11、議案第 32 号、令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第 11、議案第 32 号、令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 12 議案第 33 号 令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第 12、議案第 33 号、令和元年度山江村特別会

計介護保険事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第12、議案第33号、令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

**日程第13 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第13、議閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査をいたしたい旨の申し出があります。よって、委員長の申し出のとおり継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

よって委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでお諮りいたします。会議規則第44条の規定により、本会議で議決されました事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） これで本定例会の会議に付されました事件はすべて終了しました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、令和元年第4回山江村議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午後0時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員